

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自主防災組織補助金交付用 Access データ	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	補助金の交付の通知及び名簿作成を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 自主防災組織名	
記録範囲	自主防災組織申請を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防災指導申請状況把握ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	防災指導の申請確認を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	防災指導の申請を行ったもの	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防災フェア参加者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	「防災フェアふなばし」における参加者把握のため	
記録項目	1 氏名、2 電話番号	
記録範囲	防災フェアへの参加申込があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	土砂災害警戒区域住民ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	土砂災害警戒区域（指定予定箇所含む）内の住民への避難体制及び連絡体制の整備を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	土砂災害警戒区域内に住む者	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	土砂災害警戒区域自動架電サービス登録者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	土砂災害警戒区域（指定予定箇所含む）内の住民への避難体制及び連絡体制の整備を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	土砂災害警戒区域内に住み自動架電サービスへの申込があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	地域防災リーダー参加者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	地域防災リーダー養成講座の受講者把握のため	
記録項目	1 氏名、2 電話番号	
記録範囲	地域防災リーダー養成講座への参加申込があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	船橋市総合防災訓練参加者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市総合防災訓練への参加者把握のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	船橋市総合防災訓練への参加申込があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	避難所運営委員会名簿ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	避難所運営委員会の委員を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 電話番号	
記録範囲	避難所運営委員会設立の意向があり名簿を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	被災者台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被害調査票作成、被災者台帳作成及び罹災証明書交付のため	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 本籍・国籍、8 障害、9 世帯人員の罹災状況、10 死亡・重傷等の健康状況、11 親族関係、12 家庭状況	
記録範囲	全市民	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市民の声等対応処理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室市民の声を聞く課	
個人情報ファイルの利用目的	市政への提案、陳情要望その他相談といった市民の声の受付及び処理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 メールアドレス、5 年代、6 要望、相談等の内容	
記録範囲	意見を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市民意識調査実施ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室市民の声を聞く課	
個人情報ファイルの利用目的	広く市民の意識を把握し市政に反映させるためのアンケート調査を実施するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 性別	
記録範囲	住民基本台帳から抽出された者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市政モニター実施ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室市民の声を聞く課	
個人情報ファイルの利用目的	市政モニターの意見を聞き市民のニーズを把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 性別、5 電話番号、6 メールアドレス	
記録範囲	住民基本台帳から抽出された者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出、本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市民相談利用者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室市民の声を聞く課	
個人情報ファイルの利用目的	市民相談を受ける人の目的及び条件に一致するかを把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所（町名まで）、3 性別、4 相談種別	
記録範囲	相談を受けた者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市政功労全体リスト	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市表彰条例第 10 条に基づき、表彰者の氏名、事績その他必要な事項を記録するため。	
記録項目	1 条例種別、2 功労の種別、3 氏名、4 氏名（ふりがな）、5 生年月日、6 住所、7 役職、8 代表者名（団体の場合）、9 担当課	
記録範囲	市政有功者、市政功労者、善行表彰者	
記録情報の収集方法	各課から提出された功績調書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	感謝状一覧	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	感謝状贈呈基準に基づき、贈呈者の氏名、事績、その他必要な事項を記録するため。	
記録項目	1 番号、2 年度、3 No、4 賞状日、5 交付者（市長または担当課）、6 対象者、7 所在地（対象者の所在地）、8 功績内容、9 贈呈基準、10 担当課、11 備考	
記録範囲	感謝状受賞者	
記録情報の収集方法	各課から提出された功績調書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	名刺データ	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	特別職が面会した方の名刺に記載された事項を記録するため。	
記録項目	1 会社名、2 部署、3 役職、4 氏名、5 フリガナ（氏名）、6 郵便番号、7 住所、8 電話番号、9 携帯電話、10 内線番号、11 メールアドレス、12 メモ、13 データ受取日	
記録範囲	市長への面会者	
記録情報の収集方法	受領した名刺	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	外国人総合相談窓口データベース	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室 国際交流課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市外国人総合相談窓口にて受け付けた相談内容を管理するため。	
記録項目	1 対応日、2 記録者、3 姓名、4 フリガナ、5 電話番号、6 F A X 番号、7 住所、8 国籍、9 性別、1 0 年齢、1 1 相談形態、1 2 在留資格、1 3 使用言語、1 4 相談の分類、1 5 相談内容、1 6 回答	
記録範囲	相談を行った者	
記録情報の収集方法	相談窓口業務の委託業者から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	外国人住民統計データ	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長公室 国際交流課	
個人情報ファイルの利用目的	外国人在住状況を把握するため。	
記録項目	1 識別番号等、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 国籍、6 住民となった日、7 住所を定めた日、8 在留資格・期間	
記録範囲	住民基本台帳に記載されている者	
記録情報の収集方法	市に登録されている住民基本台帳情報から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	公文書開示請求等の実施状況把握ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務法制課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市情報公開条例に基づく実施機関の公文書の開示等の実施状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 請求内容、5 受付日、6 受付方法、7 決定日、8 開示の実施の方法、9 実施日、10 実施場所、11 処分内容、12 処分件数、13 不開示項目、14 不開示事由、15 担当部課	
記録範囲	公文書開示請求書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	保有個人情報開示請求等の実施状況把握ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務法制課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護法等に基づく実施機関の保有個人情報の開示等の実施状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 請求内容、5 受付日、6 決定日、7 開示の実施の方法、8 実施日、9 実施場所、10 処分内容、11 処分件数、12 不開示項目、13 不開示事由、14 担当部課、15 本人確認書類の種別、16 代理人区分、17 請求資格確認書類の種別、18 開示請求対象者の氏名、19 開示請求対象者の住所、20 開示請求対象者の電話番号、21 生年月日（未成年者のみ） ※16～21は代理人による請求の場合のみ記録	
記録範囲	保有個人情報開示請求書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	附属機関等の委員一覧ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務法制課	
個人情報ファイルの利用目的	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関と、これに準ずる機関について、委員構成等を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 附属機関等の名称、5 委嘱期間、6 会議での役職、7 通算在職年数、8 所属・出身団体、肩書等、9 職種区分、10 選任経緯、11 選出区分、12 報酬等日額、13 所管課	
記録範囲	附属機関等の委員	
記録情報の収集方法	本人からの収集、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市の他機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	行政情報メール配信	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル行政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	登録者にメール配信を行うため。	
記録項目	1 電話番号、2 登録端末情報	
記録範囲	情報メールの配信を希望する者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	静脈認証システム及び I C カードの I D 管理	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル行政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	情報系及び基幹系ネットワーク資源を使用するためのアクセス権を静脈データと I C カードを用いて設定するため。 管理区域への入室許可権を I C カードを用いて設定するため。	
記録項目	1 氏名	
記録範囲	職員等	
記録情報の収集方法	本人及び同一機関内部からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	登録調査員一覧ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル行政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	各種統計調査の指導員調査員選任、表彰者推薦に利用するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 職業、7 調査経歴	
記録範囲	統計調査員となる意思を有する者、統計調査員として従事した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	各種統計調査の調査員一覧ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル行政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	各種統計調査実施に際して調査員の指導、監督、報償金支払いに利用するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 職業、7 口座番号	
記録範囲	統計調査員として従事した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行許可を申請した者を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 車名、5 車体番号	
記録範囲	自動車臨時運行許可申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部市民税課、税務課、市民生活部各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税に関する事務	
記録項目	1 個人番号、2 宛名情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、性別等）、3 車両情報（所有者、使用者、納税義務者、車台番号、車両番号排気量等）、4 調定情報（調定額、年度、通知書番号等）、5 その他住民票関係情報（世帯主、続柄、本籍、国籍、住民日等）、6 収納管理情報（収納日、収納額、納付方法等）、7 口座情報（金融機関、口座種別、口座番号等）	
記録範囲	本市において、軽自動車税の課税対象となる車両を所有または使用する者（履歴を含む）	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者からの申告 ・ 事業所または官公署への調査協力依頼 ・ 個人番号を使用した調査 ・ 軽自動車検査情報市区町村提供システム 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	システム運用保守受託者、納税通知書印刷・封入・封緘処理業務受託者、各警察署長、都道府県公安委員会、地方税共同機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	個人住民税ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部市民税課、税務課、市民生活部各出張所、船橋駅前総合窓口センター
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 宛名情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等）、3 その他住民票関係情報（本籍地、住民種別、続柄、世帯番号等）、4 国税関係情報（所得税額、収入、所得、控除、勤務先等）、5 地方税関係情報（市民税額、県民税額、収入、所得、控除、勤務先等）、6 医療保険関係情報、7 障害者福祉関係情報、8 生活保護・社会福祉関係情報、9 介護・高齢者福祉関係情報、10 年金関係情報、11 口座情報（口座種別、口座番号、金融機関コード等）、12 収納管理情報（収納日、納付方法、領収日等）
記録範囲	本市において、個人市民税・県民税の納税義務がある者
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告、給与支払者・年金支払者から提出される支払報告、他市町村等から提供される申告書情報・支払報告書情報、他課から提供される賦課に必要な情報（生活保護、障害者等）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣、文部科学大臣、国税庁長官、都道府県知事、市町村長、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人日本学生支援機構、平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金、平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会、個人住民税システム運用保守業務受託者、給与所得

	等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書印刷委託業務受託者、市民税・県民税税額決定・納税通知書印刷委託業務受託者、課税資料エントリー業務受託者、納税義務者、給与支払者、日本年金機構その他年金支払者、都道府県公安委員会、日本放送協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	法人市民税ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	法人市民税に関する事務	
記録項目	1 氏名	
記録範囲	本市に本店や支店を置く法人の代表者（履歴を含む）	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人からの届け出 ・ 登記簿の調査 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部資産税課、税務課、市民生活部各出張所、船橋駅前総合窓口センター
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税に関する事務
記録項目	1 氏名、2 住所、3 整理番号、4 通知書番号、5 個人番号、6 法人番号、7 課税年度、8 固定資産評価額、9 課税標準額（固定資産税・都市計画税）、10 税額（固定資産税・都市計画税）、11 軽減・減額・減免等税額、12 年税額、13 納期限、14 資産区分（土地・家屋・償却資産の別）、15 物件所在地（土地・家屋）、16 地目、17 地積（㎡）、18 家屋番号、19 家屋種類、20 家屋構造、21 家屋床面積（㎡）、22 家屋建築年、23 敷地権の表示、24 償却資産の名称等、25 償却資産取得年月、26 償却資産取得価額、27 償却資産耐用年数、28 償却資産減価残存率、29 口座情報（金融機関、口座種別、口座番号等）、30 収納管理情報（収納日、納付方法、領収日等）
記録範囲	船橋市内に固定資産を所有する者
記録情報の収集方法	登記所からの通知、県知事・総務大臣からの通知、本人からの申告や申請、税務調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	固定資産税システム運用保守受託者、固定資産税・都市計画税納税通知書等の印刷業務受託者、償却資産申告書等印刷業務受託者、償却資産申告書等パンチ業務受託者、電子帳票システム運用支援業務受託者、家屋評価システムソフトウェア保守業務受託者、法務局、県税事務所、国税庁長官、市町村長
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	—

続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市税及び強制徴収公債権の滞納整理に係る電算処理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部債権管理課、税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税及び強制徴収公債権の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1 氏名・法人名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 公的扶助、8 健康状況、9 資産状況、10 収入状況、11 勤務先、12 取引先、13 戸籍、14 親族関係、15 家庭状況、16 賦課情報、17 延滞金、18 収納情報、19 滞納情報、20 滞納処分情報、21 文書発送歴、22 折衝歴	
記録範囲	市税及び強制徴収公債権の納付義務者及び関係者	
記録情報の収集方法	本人聞き取り 庁内システム連携 関係機関への照会 調査 処分入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国または他の地方公共団体 その他（記録情報の提供が必要と認められる機関） システム運用保守受託者 納税コールセンター受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイ

	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	非強制徴収公債権及び私債権の管理に係る電算処理ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部債権管理課
個人情報ファイルの利用目的	非強制徴収公債権及び私債権の滞納対策のために利用する。
記録項目	1 氏名・法人名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 公的扶助、8 健康状況、9 資産状況、10 収入状況、11 勤務先、12 戸籍、13 親族関係、14 家庭状況、15 債権情報、16 延滞金・遅延損害金、17 収納情報、18 法的措置情報、19 文書発送歴、20 折衝歴等（債権所管課折衝歴を含む）、21 滞納状況、22 学校名、23 就学援助認定状況、24 最終時効更新日、25 債権放棄理由
記録範囲	非強制徴収公債権及び私債権の納付義務者及び関係者、債権発生原因者
記録情報の収集方法	本人聞き取り 庁内システム連携 関係機関及び全課照会（市の他機関からの収集を含む） 調査 処分入力 庁内照会（市の他機関からの収集を含む）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	国または他の地方公共団体 その他記録情報の提供が必要な機関 システム運用保守受託者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	—

続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	埋火葬及び改葬の許可	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	墓地埋葬等に関する法律第5条に基づく埋葬、又は改葬許可証の交付を行う。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 印影、8 親族関係	
記録範囲	埋火（改）葬許可の申請があった埋火（改）葬者とその親族等	
記録情報の収集方法	本人又は本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	渉外関係届書類（戸籍業務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法及び戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則に基づく人の身分を登録公証する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 印影、8 親族関係等	
記録範囲	事件本人又は通知対象者と関係人	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出、若しくは他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第 129 条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	戸籍受附帳（戸籍事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法及び戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則に基づく人の身分を登録公証する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 生年月日・年齢、4 本籍・国籍、5 その他（戸籍法施行規則第21条に掲げる事項）	
記録範囲	事件本人又は届出人と届出事項となる関係人	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第129条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	戸籍届出書（戸籍事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法及び戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則に基づく人の身分を登録公証する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 本籍・国籍、7 その他（戸籍法及び戸籍法施行規則に定める事項）	
記録範囲	事件本人又は届出人と届出事項となる関係人	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出、若しくは他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第 129 条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録、整理を行う。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 本籍、7 その他（住所を定めた年月日）	
記録範囲	左記住民票の記載事項の変更があった者	
記録情報の収集方法	本人からの届出又は他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法及び戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則に基づく人の身分を登録公証する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 本籍・国籍、5 親族関係等	
記録範囲	市内に本籍のある者	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出、若しくは他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第 129 条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	届出、訂正内容により家庭裁判所の許可、確定判決により訂正

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	除籍簿(戸籍事務)	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法及び戸籍法施行規則、戸籍事務取扱準則に基づく人の身分を登録公証する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 本籍・国籍、5 親族関係等	
記録範囲	市内に本籍のあった者	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出、若しくは他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務大臣	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第 129 条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	届出、訂正内容により家庭裁判所の許可、確定判決により訂正

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	人口動態（戸籍事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査令に基づき人口動態業務を行なう。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 本籍・国籍、7 婚姻歴等	
記録範囲	人口動態調査令第2条の届出に該当する者	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人からの届出、若しくは他の行政機関からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票の記録整理	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録原票の記録整理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 印影	
記録範囲	印鑑登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	印鑑の登録及び証明	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録及び証明	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 印影、5 電話番号、6 官公署発行の身分証明	
記録範囲	印鑑登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	各種証明書交付	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	各種証明書交付	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 本籍・国籍、5 電話番号、6 身分証明書等	
記録範囲	住民登録をしている者または本籍のある者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 ※戸籍法第 129 条により適用除外になる場合あり	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住民票の写しの広域交付	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	他市町村の住民票の写しの発行、当市の住民票の写しの情報提	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 本籍・国籍、5 電話番号、6 官公署発行の身分証明	
記録範囲	船橋市民以外の全国の住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳カード	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳カードの交付のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 身分証明書等	
記録範囲	住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	電子証明書	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	電子証明書の交付のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 有効期限、シリアル番号	
記録範囲	住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	閲覧台帳の作成	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所	
記録範囲	住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳の記録（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録・整理のため	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 本籍・国籍、7 支援措置、8 その他（住民基本台帳法第7条に規定する各項目）	
記録範囲	住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	個人番号カード（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 身分証明書等	
記録範囲	住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自治会管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部自治振興課	
個人情報ファイルの利用目的	代表者への連絡、通知等や自治会への自治振興課の各種補助金等の事務処理のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号等、4 就任年月日、5 役職	
記録範囲	自治振興課へ代表者届を提出した町会長・自治会長	
記録情報の収集方法	会長から届出等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	町会長・自治会長ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部自治振興課	
個人情報ファイルの利用目的	市政功労表彰の推薦時に確認するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 就任年月日、5 在任期間、6 受賞履歴、7 在任日数	
記録範囲	自治振興課へ代表者届を提出した町会長・自治会長	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住居番号付番・変更・廃止に係るファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部自治振興課	
個人情報ファイルの利用目的	住居番号の付番・変更・廃止をし、通知書や証明書を交付するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 勤務先、5 地番	
記録範囲	申請した者、送付先となっている者、建物等を所有する者	
記録情報の収集方法	申請者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住居番号の付番・変更・廃止の申請者、証明書の申請者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住居表示新旧旧新対照表に係るファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部自治振興課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示実施に伴う住所変更事務、関係行政機関への通知及び住居表示変更証明書交付のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 世帯員の氏名	
記録範囲	住居表示実施時に対象地域に居住していた者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、住民基本台帳からの提供、現地調査、法務局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	証明書の申請者、関係行政機関（千葉県、国）、住居表示整備事業委託業務の受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	老人クラブ会長及び交通安全指導員ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民安全推進課	
個人情報ファイルの利用目的	老人クラブ交通安全指導員の委嘱とお知らせの送付を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 所属老人クラブ	
記録範囲	老人クラブ会長・交通安全指導員の承諾書を提出した者	
記録情報の収集方法	高齢者福祉課・船橋市老人クラブ連合会からの提供と本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自治会等代表者一覧	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民安全推進課	
個人情報ファイルの利用目的	防犯活動に伴う物資支給の申請案内を送付する際に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 町会・団体名	
記録範囲	自治会長、町会長、申請のあった団体代表者	
記録情報の収集方法	自治振興課からの提供、本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	空家管理台帳システムデータベース	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民安全推進課	
個人情報ファイルの利用目的	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく業務において、空家等の位置情報や調査記録、所有者等の情報や対応記録等を管理する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 所有する空家等の所在、4 電話番号、5 ファックス番号、6 メールアドレス、7 行政指導等の記録	
記録範囲	所有者等や近隣住民等から相談のあった空家等の所有者、管理者	
記録情報の収集方法	登記情報、固定資産税課税台帳情報、住民票、戸籍の附票、本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	土地・家屋登記情報	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民安全推進課	
個人情報ファイルの利用目的	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく業務において、空家等の所有者を調査する。	
記録項目	1氏名、2住所、3所有する家屋番号または地番	
記録範囲	市内土地、家屋の登記名義人	
記録情報の収集方法	千葉地方法務局より、年1回時点データを受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	電話 de 詐欺対策機器購入補助金申請リスト	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民安全推進課	
個人情報ファイルの利用目的	補助金の申請及び支給決定について管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号	
記録範囲	申請人	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	民生委員用 65 歳以上高齢者名簿ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	民生委員の高齢者見守り活動の資料	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 世帯主名、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 独居世帯・老々世帯の別	
記録範囲	船橋市に住民票のある 65 歳以上の市民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳より	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	船橋市の民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	地域包括支援システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	地域包括支援センターにおける、対象高齢者のケアプラン作成等	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 健康・病歴、8 障害、9 身体的特徴、10 生活状況、11 家庭状況、12 公的扶助、13 年勤の種類	
記録範囲	介護保険システムにデータが入力された高齢者等	
記録情報の収集方法	介護保険システムより	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	軽度生活援助事業登録者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり暮らし高齢者等に生活援助員を派遣し、軽度な家事援助を行うにあたり要件を確認する必要があるため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 世帯課税状況、6 申請日、7 申請場所	
記録範囲	船橋市ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員派遣登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	軽度生活援助事業の業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	高齢者はり、きゅう、マッサージ等費用助成券交付者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者はり、きゅう、マッサージ等費用助成券を交付するにあたり要件を確認する必要があるため。	
記録項目	1 交付日、2 宛名番号、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 助成券番号、7 発行場所	
記録範囲	船橋市高齢者はり、きゅう、マッサージ等費用助成券交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	杖の支給事業申請受付処理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	杖を支給するにあたり、過去の申請状況を確認する必要があるため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 要介護度、7 申請場所、8 申請日、9 障害者手帳の有無	
記録範囲	船橋市黄色い杖支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	高齢者福祉タクシー事業登録者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	要介護者が通院等のためタクシーを利用した場合に、その料金の一部を助成するにあたり、対象者を確認する必要があるため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 要介護度、5 申請日、6 申請場所、7 金融機関の振込口座、8 利用実績	
記録範囲	福祉タクシー乗車券の交付をした者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	緊急通報装置貸与事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	65歳以上のひとり暮らし等の高齢者の安否確認のための緊急通報装置を設置するに当たり、対象者が利用要件に該当するか確認する必要があるため。	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6民生委員の担当地区、7設置年度、8依頼日	
記録範囲	船橋市高齢者日常生活用具（緊急通報装置）貸与申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	緊急通報装置事業の業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	日常生活用具給付事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、日常生活用具を給付するに当たり、過去の申請状況を確認する必要があるため。	
記録項目	1 品目、2 宛名コード、3 名前、4 住所、5 電話番号、6 生計中心者、7 業者名、8 申請場所、9 申請日、10 指令番号、11 可否決定日、12 品物単価	
記録範囲	船橋市高齢者日常生活用具（自動消火装置）給付申請書・船橋市高齢者日常生活用具（シルバーカー）給付申請書・船橋市高齢者日常生活用具（電気調理器）給付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日常生活用具事業の業務委託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護用品支給事業登録者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護用品の支給を行うにあたり要件を確認するため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 介護度、6 電話番号、7 介護者、8 介護者住所、9 申請月、10 申請場所	
記録範囲	船橋市在宅重度要介護者介護用品支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	介護用品支給事業の業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害者控除対象者認定者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	認知症または身体の障害により日常生活に支障のある者、およびその者を扶養している者に対して、障害者控除の対象となる障害者控除対象者認定書を交付するにあたり要件を確認する必要があるため。	
記録項目	1 収受日、2 申請者住所、3 申請者氏名、4 申請者の対象者との関係、5 住所、6 氏名、7 生年月日、8 年齢、9 障害者手帳の有無、10 介護保険被保険者番号、11 介護度、12 申告の対象となる年、13 宛名コード、14 電子申請かどうか、15 障害自立度、16 認知自立度、17 認定結果、18 認定基準日	
記録範囲	船橋市障害者控除対象者認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	補聴器購入費用助成者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	補聴器購入費用を助成するにあたり、過去の助成状況を確認する必要があるため。	
記録項目	1 助成年度、2 助成額、3 宛名番号、4 氏名、5 住所、6 電話番号	
記録範囲	船橋市高齢者補聴器購入費用助成申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	老人クラブ助成金交付申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	老人クラブ活動を円滑にし、老人福祉の増進に資するため、単位老人クラブに対し助成金を支出する際の要件審査のため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 金融機関の振込口座	
記録範囲	船橋市老人クラブ助成金交付申請者及び当該クラブに属する会員	
記録情報の収集方法	本人及び当該クラブに属する会員の同意を得たうえで収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	船橋市老人クラブ連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	敬老祝金対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	敬老祝金を円滑に交付するため使用する。	
記録項目	1 氏名、2 氏名フリガナ、3 個人コード、4 年齢、5 住所、6 金融機関の口座情報、7 電話番号、8 交付対象者と名義人の関係	
記録範囲	敬老祝金対象者 (市内 88 歳、100 歳)	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	申請書入力業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	敬老行事交付金ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	敬老行事交付金を円滑に交付するため使用する。	
記録項目	1 氏名、2 氏名フリガナ、3 個人コード、4 世帯コード、5 年齢、6 住所、7 世帯主	
記録範囲	市内 70 歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、住民基本台帳より抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	自治会、町会、マンション管理組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	シルバーカード交付者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	シルバーカード交付にあたり要件を確認するため。	
記録項目	1 氏名、2 氏名フリガナ、3 個人コード、4 性別、5 年齢、6 住所、7 生年月日、8 電話番号	
記録範囲	シルバーカードを申請した者	
記録情報の収集方法	本人又は本人同意による本人以外からの申請、住民基本台帳より抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護保険情報ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	高齢者福祉部介護保険課 市民生活部各出張所 市民生活部船橋駅前総合窓口センター
個人情報ファイルの利用目的	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うために利用する。
記録項目	1 被保険者の基本情報、2 被保険者の介護世帯構成員情報、3 生保受給者の情報、4 老福受給者の情報、5 適用除外者の情報、6 受給者の情報及び意見書聴取結果、訪問調査結果、認定審査結果の基本情報（申請時の情報）、医療保険情報、7 受給者の支給限度情報、8 居宅サービス計画の情報、9 施設入退所者の情報、10 利用者負担減免の情報、11 負担限度額認定の情報、12 保険料年額、徴収方法区分等の情報、13 賦課基本情報に対応する保険料の期割、減免の情報、14 保険料の収納情報、15 過誤納、還付、充当の情報、16 名寄せの情報、17 時効中断の情報、18 住宅改修事前申請の情報、19 住宅改修費支給申請の情報、20 福祉用具支給申請の情報、21 高額介護支給実績の情報、22 合算支給決定情報の情報、23 送付先の情報、24 連帯納付義務者の情報、25 被保険者口座の情報、26 医療保険者の情報、27 かかりつけ医の情報、28 訪問調査員の情報、29 2号被保険者滞納状況の情報、30 給付制限や給付額減額の情報、31 分納計画の情報、32 償還払い支給実績の情報、33 適用除外施設の情報、34 住基（日本人・外国人）の情報、35 税の情報、36 国民健康保険の情報、37 後期高齢者の情報、38 二次予防事業対象者の情報、39 事業対象者の情報、40 負担割合の情報、41 負担割合根拠の情報、42 高額介護相当事業支給実績の情報、43 収入の情報、44 収入申請の情報、45 非課税年金の情報、46 年間高額介護支給実績の情報、47 年間高額介護相当事業支給実績の情報、48 事業対象者の支給限度情報
記録範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被

	保険者及びその世帯員等	
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人からの申請、市の他機関、各年金保険者、千葉県後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会、他市区町村及び医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、業務システムベンダー、印刷業務委託先、委託金融機関（収納・振込）、大学等研究機関、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設その他の事業者、法定代理人、地方公共団体、官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	船橋市新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金 交付対象者内訳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	健康部健康政策課	
個人情報ファイルの利用目的	当該慰労金の重複給付を避けるために利用。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 勤務実績、5 慰労金給付 有無	
記録範囲	対象医療機関において令和2年2月6日から9月30日 までの間に10日以上勤務実績がある医療従事者等	
記録情報の収集方法	本人からの申請、対象医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイ ル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概 要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	妊娠届出書ファイル（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	母子健康手帳の交付により、妊娠中からの継続した健康管理を促すため。妊娠届出書により、妊婦の心配事等を把握し、不安の軽減に努め、安心して出産に望めるよう支援するため。妊婦の心身の状況や環境を把握し、虐待の予防のため支援するため。	
記録項目	1 識別番号、2 個人番号、3 氏名フリガナ、4 住所、5 電話番号、6 生年月日・年齢、7 職業、8 出産予定日、9 妊娠週数、10 受診状況、11 同居家族、12 生活状況、13 心身の状況、14 相談内容	
記録範囲	妊娠届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人もしくは代理人からの申請、市の各当課窓口からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	妊婦歯科健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法及び市実施要領に基づき対象者確認及び歯の健康管理診査項目の実施確認とデータ収集分析。医療機関からの請求に対しての内容確認。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 出産予定日、7 体調、8 歯や口の状況、9 受診状況、10 歯みがき状況、11 喫煙状況、12 健診結果・判定	
記録範囲	妊婦歯科健康診査を受診した者	
記録情報の収集方法	本人が情報提供し協力歯科医療機関から提出された診査票を歯科医師会より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	パパママ教室ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	夫婦で妊娠・出産・育児を学び、夫婦共同の子育てや家庭づくりを促すための教室を実施するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 出産予定日	
記録範囲	教室に参加申し込みをした者	
記録情報の収集方法	本人からの申込、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	妊婦訪問指導ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問指導を実施する世帯を把握し、一貫した保健指導を実施するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 職業、7 出産予定日、8 妊娠週数、9 受診状況、10 同居家族、11 既往歴・病歴、12 相談内容	
記録範囲	妊婦訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	本人からの情報収集及び届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	新生児・産婦訪問指導ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	届出により、訪問指導を実施する世帯を把握し、一貫した保健指導を実施するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 第何子、8 出生時の状況、9 妊娠中の状況、10 既往歴・病歴、11 同居家族、12 相談内容	
記録範囲	新生児・産婦訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	本人もしくは保護者からの情報収集及び届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	低体重児訪問指導ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法第18条により、保護者に届出の義務があるため。それに基づき訪問指導を実施する世帯を把握し、一貫した保健指導を実施するため。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 性別、6 出生時の状況、7 相談内容	
記録範囲	低体重児訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	保護者からの情報収集及び届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	4 か月児健康相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	発達・発育の節目である4か月の時期に全数把握を行い、育児不安に早期に対応し支援することで、児童虐待の未然防止につなげるため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 第何子、8 通園状況、9 家族の状況、10 出生歴、11 発達状況、12 生活状況、13 相談内容	
記録範囲	4 か月児健康相談問診票を提出した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	総合的健診により、児の健康状態や発育・発達を確認し、疾病等の早期発見、早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減・適切な育児指導を行うため。また、健診をきっかけに虐待の早期発見、早期対応を図るため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 第何子、8 家族の状況、9 出生歴、10 医療・健診受診状況、11 発達状況、12 生活習慣状況、13 主な保育者の状況、14 食生活状況、15 歯の状況、16 計測結果、17 相談内容、18 医療機関受診結果	
記録範囲	1歳6か月児健康診査問診票を提出した者及び受診した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設及び医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ひよこ（親子）教室ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	親子教室参加にあたり、幼児や保護者の問題点を把握し、発達を促すよりよい支援を提供するため。	
記録項目	1 氏名フリガナ、2 住所、3 電話番号、4 生年月日・年齢、5 性別、6 第何子、7 家族構成、8 妊娠出産乳児期の状況、9 健診受診状況、10 相談内容	
記録範囲	親子教室に参加した者	
記録情報の収集方法	保護者からの情報収集、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	身体発育および精神発達の面から特に重要な時期である3歳児に総合的な健康診査を行うとともに、以上の早期発見や早期治療・適切な療育を促す個別保健指導を実施するため。また、健診をきっかけに虐待の早期発見・早期対応を図るため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 第何子、8 家族の状況、9 出生歴、10 既往歴等状況、11 医療・健診受診状況、12 運動発達状況、13 精神発達状況、14 目の状況、15 耳の状況、16 生活状況、17 主な保育者の状況、18 食生活状況、19 歯の状況、20 計測結果、21 目の検査結果、22 相談内容、23 医療機関受診結果	
記録範囲	3歳児健康診査問診票を提出した者及び受診した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設及び医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提	非該当	

案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	子育て相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	発達の遅れの心配や育児不安等のある親子を対象に、心理相談員が発達検査や面接相談等を実施することにより、適切に対応するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 第何子、8 家族構成、9 妊娠・出産・乳児期の状況、10 健診時の状況、11 家族・生活状況、12 既往歴・病歴、13 相談内容、14 検査結果	
記録範囲	子育て相談を受けた者	
記録情報の収集方法	保護者からの情報収集、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子健康教育ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	定員人数や保育があるため、予約者の確認、保育児の状況確認のために名簿を作成している。	
記録項目	1 氏名フリガナ（保護者・子）、2 住所、3 電話番号、4 生年月日・年齢（保護者・子）、5 性別	
記録範囲	母子健康教育に予約した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	成人・母子訪問指導事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問対象である妊産婦及び乳幼児等の母子や支援を必要とする成人を把握し、それぞれの状況に応じた保健指導と保健・福祉サービスの提供を行うため。	
記録項目	1 氏名フリガナ、2 住所、3 電話番号、4 生年月日・年齢、5 性別、6 第何子、7 家族構成、8 妊娠・出産・乳児期の状況、9 生活状況、10 既往歴・病歴、11 相談内容	
記録範囲	成人・母子訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	保護者からの情報収集及び届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	成人歯科健康診査ファイル(健康増進法対象者のみ個人番号利用事務)	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法及び市実施要領に基づき対象者確認及び歯の健康管理診査項目の実施確認とデータ収集分析。医療機関からの請求に対しての内容確認。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 歯や口の状況、8 受診状況、9 喫煙状況、10 歯みがき状況、11 既往歴、12 インプラントの治療、13 健診結果・判定	
記録範囲	成人歯科健康診査を受診した者	
記録情報の収集方法	本人が情報提供し協力歯科医療機関から提出された診査票を歯科医師会より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	こどもの歯科相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の確認及び生活状況等の情報から助言や支援を行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 家族状況、8 生活状況、9 飲食・間食の状況、10 歯みがき状況、11 治療経験、12 相談内容	
記録範囲	こどもの歯科相談に参加した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	2歳6か月児歯科健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の確認及び生活状況等の情報から助言や支援を行うこと、また歯の健康診査項目の確認とデータ収集分析。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 家族状況、8 生活状況、9 飲食・間食の状況、10 歯みがき状況、11 治療・塗布経験、12 相談内容、13 健診結果	
記録範囲	2歳6か月児歯科健康診査を受診した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業・幼児ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の確認及び生活状況等の情報から助言や支援を行うこと、また歯の健康診査項目の確認とデータ収集分析。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 塗布希望有無、8 健診結果	
記録範囲	3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業に参加した幼児	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	療育支援課施設歯科健診ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の確認及び生活状況等の情報から助言や支援を行うこと、また歯の健康診査項目の確認とデータ収集分析。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 家族状況、8 生活状況、9 飲食・間食の状況、10 歯みがき状況、11 治療・塗布経験、12 相談内容、13 健診結果	
記録範囲	療育支援課施設歯科健診を受診した者	
記録情報の収集方法	保護者からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	帳票内容はシステム登録しない

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	低体重児出生届ファイル（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	低体重児の出生を把握し、早期に個別支援につなげることにより異常の早期発見に努め、適切な治療や療育につなげるとともに母親の育児不安の軽減を図る。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 性別、6 出生に関する状況、7 相談内容	
記録範囲	低体重児出生届を提出した者	
記録情報の収集方法	保護者からの届出、市の各当課窓口からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康診査に関する情報ファイル（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	妊産婦や乳幼児の転居（転出入）の際において、これらの情報が転居前後の市町村間で引き継がれることが、妊産婦や乳幼児の適切な健康管理や市町村の行政事務の効率化に資することとなるため。（番号法改正のため）	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 第何子、8 家族の状況、9 妊娠・出産・乳幼児の状況、10 既往歴等状況、11 医療・健診受診状況、12 運動発達状況、13 精神発達状況、14 生活状況、15 相談内容	
記録範囲	妊産婦及び乳幼児で転出入をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、他市町村からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	－	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	子育て世代包括支援センター事業ファイル（個人番号利用事務）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	業務上、対象者の実情の把握および支援のため、各種情報について確認が必要なため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 職業、8 家族の状況、9 既往歴・病歴、10 医療・健診受診状況、11 生活状況、12 相談内容	
記録範囲	子育て世代包括支援センターに相談や支援、市の他機関から連携を受けた者	
記録情報の収集方法	本人または保護者、からの情報取及び届出または連携施設、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子保健サービス登録票ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	出生した者を把握し、出産時の状況を把握することで、新生児訪問及び母子保健サービスを提供するため。	
記録項目	1 氏名フリガナ、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 性別、6 第何子、7 妊娠出産の状況、8 出生時の状況、9 聴覚検査状況、10 育児・生活状況、11 相談内容	
記録範囲	出産した者	
記録情報の収集方法	本人からの情報収取及び届出または連携施設、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子健康手帳・別冊交付申請書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	転入した妊産婦に母子保健サービスを継続して提供するため。心身ともに安心して子育てに望めるよう生活状況を確認、相談支援等を行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 職業、7 家族の状況、8 妊娠・出産に関する状況、9 心身の状況、10 喫煙飲酒状況、11 生活の状況、12 受診・予防接種状況、13 相談内容、14 申請理由	
記録範囲	母子健康手帳・別冊交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人もしくは保護者からの申請、市の各当課窓口からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業・保護者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の確認及び生活状況等の情報から助言や支援を行うこと、また歯の健康診査項目の確認とデータ収集分析。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日・年齢、6 性別、7 受診状況、8 糸ようじ等の使用、9 歯や口の状態、10 健診結果・判定	
記録範囲	3～6 歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業に参加した幼児の保護者	
記録情報の収集方法	本人からの提出、実施施設からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	養育医療給付事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	養育医療の給付認定を適正に行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 職業、10 公的扶助、11 病状、12 障害、13 身体的特徴、14 婚姻歴、15 家庭状況、16 収入状況、17 納税状況	
記録範囲	費用の申請者、該当者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	育成医療給付事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	育成医療の給付認定を適正に行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 職業、10 公的扶助、11 病状、12 障害、13 身体的特徴、14 婚姻歴、15 家庭状況、16 収入状況、17 納税状況	
記録範囲	費用の申請者、該当者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	療育医療給付事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	療育医療の給付認定を適正に行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 職業、10 公的扶助、11 病状、12 障害、13 身体的特徴、14 婚姻歴、15 家庭状況、16 収入状況、17 納税状況	
記録範囲	費用の申請者、該当者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特定不妊治療費助成制度ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	特定不妊治療助成を適正に行うため。 実施要綱に記載されている対象者や対象となる治療、助成額、助成期間等を把握するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 その他（特定不妊治療受診状況）、10 婚姻歴、11 家庭状況、12 収入状況	
記録範囲	費用の申請者、該当者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、国・他の地方公共団体からの収集、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	—	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	一般不妊治療費等助成制度ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	一般不妊治療等助成を適正に行うため。 実施要綱に記載されている対象者や対象となる治療、助成額、助成期間等を把握するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 その他（一般不妊治療受診状況）、10 婚姻歴、11 家庭状況、12 収入状況	
記録範囲	費用の申請者、該当者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	妊婦・乳児一般健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	妊婦・乳児一般健康診査の医療機関等への支払事務及び保健指導への利用と、里帰り等の理由により船橋市の発行する妊婦一般健康診査受診票及び医療機関委託乳児一般健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができないものに対する一般健康費用の助成を行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 検査項目・結果	
記録範囲	受診票を使用した者、費用助成の申請をした者。	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	－	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	産婦健康診査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	産後うつ予防と早期発見のため、健康診査の結果及び精神状態を把握し必要フォローにつなげていくためと、里帰り等の理由により船橋市の発行する産婦健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができない者に対する産婦健康診査費用の助成を行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 心身の受診結果	
記録範囲	受診票を使用した者、費用助成の申請をした者。	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	－	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	新生児聴覚スクリーニング検査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	出生後間もない時期に難聴の有無を早期発見することにより、言葉の発達を助けるための適切な支援に結びつけるためと、里帰り等の理由により船橋市の発行する新生児聴覚スクリーニング検査受診票を利用して現物給付を受けることができない者に対する新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成を行うため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 その他（振込口座）、9 検査項目・結果	
記録範囲	受診票を使用した者、費用助成の申請をした者。	
記録情報の収集方法	本人からの申請、医療機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	－	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ふなばし健康ポイント	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	景品発送事務における参加者の氏名、住所確認に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 勤務先住所、5 電話番号、6 生年月日、7 健康保険種別	
記録範囲	参加申込をした者（平成30年10月以降）	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康教育ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	予約状況の確認をするためと健康教育を充実するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日、6 事前質問内容	
記録範囲	申し込みをした方	
記録情報の収集方法	本人からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	糖尿病教室ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	予約状況の確認をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日	
記録範囲	申し込みをした方	
記録情報の収集方法	本人もしくは家族からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	相談対象者の健康・生活状況の把握のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日、6 年齢、7 相談内容、8 血圧測定結果	
記録範囲	健康相談の希望があった方	
記録情報の収集方法	本人もしくは家族からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	骨粗しょう症相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	予約状況の確認をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日	
記録範囲	申し込みをした方	
記録情報の収集方法	本人からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	食育講座ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部地域保健課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児期からの生活習慣病予防と心の健全育成のための講座を実施するため。	
記録項目	1 子の名前、2 子の生年月日、3 講座に参加する保護者の名前、4 住所、5 電話番号	
記録範囲	講座に申し込みをした者	
記録情報の収集方法	児の保護者からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康スケール送付対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	健康スケールを送付するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 宛名番号、7 送付用宛名、8 介護認定情報、9 性別、10 身長・体重	
記録範囲	65 歳、70 歳、73 歳、75 歳以上の方のうち、介護認定等を受けていない者	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	健康スケールの印刷発送業務委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康スケール結果通知送付対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	健康スケールの結果及び足腰チェック利用券を送付するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 宛名番号、7 送付用宛名、8 介護認定情報、9 性別、10 身長・体重	
記録範囲	健康スケールの返送があった者	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	健康スケールの印刷発送業務委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	健康スケール未返送者対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	職員が訪問調査を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 宛名番号、6 通称名、7 性別	
記録範囲	健康スケールの返送がなかった者のうち、訪問が必要と思われる者	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市の他機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ふなばしシルバーリハビリ体操参加者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	ふなばしシルバーリハビリ体操に参加した方の記録を作成するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 性別	
記録範囲	ふなばしシルバーリハビリ体操教室に参加した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ふなばしシルバーリハビリ体操指導士ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	指導士によるふなばしシルバーリハビリ体操教室を開催するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 性別	
記録範囲	ふなばしシルバーリハビリ体操指導士講習会を受講した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護予防教室参加者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	介護予防教室に参加した方の記録を作成するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢	
記録範囲	介護予防教室を予約した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	各事業 委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	足腰の衰えチェック事業予約者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	足腰の衰えチェック事業に予約した方の記録を作成するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 性別	
記録範囲	足腰の衰えチェック事業を予約した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	足腰の衰えチェック事業利用者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	足腰の衰えチェック事業に参加した方の記録を作成するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 身長、8 体重	
記録範囲	足腰の衰えチェック事業を利用した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	がん検診事業ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	がん検診事業を実施するため
記録項目	1 会場コード、2 受診歴、3 既往歴1、4 既往歴2、5 既往歴3、6 既往歴4、7 既往歴5、8 自覚症状1、9 自覚症状2、10 自覚症状3、11 自覚症状4、12 自覚症状5、13 家族歴、14 一次所見（異常なし）、15 一次所見（変形）、16 一次所見（辺縁異常）、17 一次所見（伸展異常）、18 一次所見（陰影欠損）、19 一次所見（透亮像）、20 一次所見（隆起）、21 一次所見（陥凹）、22 一次所見（ひだ異常）、23 一次所見（ニッシュ）、24 一次所見（粘膜不整）、25 一次所見（粘膜集中）、26 一次所見（顆粒状粘膜）、27 一次所見（食道裂孔ヘルニア）、28 一次所見（その他）、29 一次判定、30 一次間接No、31 依頼先医療機関、32 受診区分、33 集計計上日付、34 集計計上年齢、35 束No、36 束連番、37 負担区分、38 集計計上年度、39 問診1（受診歴）、40 問診2（ピロリ菌）、41 問診3（既往歴1）、42 問診3（既往歴2）、43 問診3（既往歴3）、44 問診4（治療歴1）、45 問診4（治療歴2）、46 問診4（治療歴3）、47 問診5（家族歴）、48 問診6（薬剤アレルギー）、49 問診7（歯の麻酔）、50 問診8（抗血栓薬）、51 問診9（鼻の病気1）、52 問診9（鼻の病気2）、53 問診9（鼻の病気3）、54 問診10（入れ歯）、55 一次判定 検査日、56 一次判定 検査方法、57 一次判定 所見1、58 一次判定 部位1、59 一次判定 所見2、60 一次判定 部位2、61 一次判定 所見3、62 一次判定 部位3、63 一次判定 判定基準、64 二次判定 判定日、65 二次判定 所見1、66 二次判定 部位1、67 二次判定 所見2、68 二次判定 部位2、69 二次判定 所見3、70 二次判定 部位3、71 二次判定 判

	<p>定基準、7 2 生検、7 3 偶発症の有無、7 4 がん検診総合判定、7 5 診断名 1 がん、7 6 診断名 2 がん以外の診断、7 7 診断名 3 がん以外の診断、7 8 診断名 4 がん以外の診断、7 9 診断名 5 がん以外の診断、8 0 精検受診日、8 1 精検医療機関コード、8 2 精検実施(エックス線検査)、8 3 精検実施(内視鏡検査)、8 4 精検実施(生検病理組織検査)、8 5 精検診断名(1)、8 6 精検診断名(2)、8 7 精検診断名(3)、8 8 精検診断名(4)、8 9 精検診断名(5)、9 0 精検判定、9 1 精検発行番号、9 2 一次所見(ポリープ陰影)、9 3 一次所見(胃変形)、9 4 一次所見(胃角変形)、9 5 一次所見(辺縁不整)、9 6 一次所見(粘膜異常)、9 7 一次所見(球部変形)、9 8 一次所見(球部充えい不足)、9 9 一次所見(幽門狭窄)、1 0 0 一次所見(十二指腸憩室)、1 0 1 一次所見(胆石)、1 0 2 一次所見(腎石)、1 0 3 精検実施(レントゲン検査)、1 0 4 保険者番号、1 0 5 被保険者記号、1 0 6 被保険者番号、1 0 7 枝番、1 0 8 問診受診歴、1 0 9 問診症状有無、1 1 0 X線読影所見有無、1 1 1 X線読影所見、1 1 2 内視鏡所見有無、1 1 3 内視鏡所見、1 1 4 一次総合判定、1 1 5 一次所見、1 1 6 保険者番号(精検)、1 1 7 被保険者記号(精検)、1 1 8 被保険者番号(精検)、1 1 9 枝番(精検)、1 2 0 受診日、1 2 1 健診機関コード、1 2 2 健管番号、1 2 3 問診 1 (月経について)、1 2 4 問診 2 (性交の経験)、1 2 5 問診 3 (出産)、1 2 6 問診 4 (婦人科の既往歴)、1 2 7 問診 5 (女性ホルモン剤)、1 2 8 問診 6 (月経異常)、1 2 9 問診 7 (不正出血・褐色帯下)、1 3 0 問診 8 (HPVワクチン接種歴)、1 3 1 一次頸部検査方法、1 3 2 一次頸部診察(1)、1 3 3 一次頸部診察(2)、1 3 4 一次頸部標本の適否、1 3 5 一次頸部細胞診ベセスダ、1 3 6 一次頸部細HPV検査、1 3 7 一次頸部判定、1 3 8 超音波結果 1、1 3 9 超音波結果 2、1 4 0 超音波結果 3、1 4 1 超音波判定 1、1 4 2 超音波判定 2、1 4 3 超音波判定 3、1 4 4 内膜の厚み、1 4 5 一次体部細胞診、1 4 6 一次体部判定、1 4 7 精検頸部診断名(1)、1 4 8 精検頸部診断名(2)、1 4 9 精検頸部診断名(3)、1 5 0 精検頸部がん病期、</p>
--	--

	<p>1 5 1 精検頸部細胞診、1 5 2 精検頸部判定、1 5 3 精検体部診断名 (1)、1 5 4 精検体部診断名 (2)、1 5 5 精検体部診断名 (3)、1 5 6 精検体部がん病期、1 5 7 精検体部細胞診、1 5 8 精検体部判定、1 5 9 精検頸部検査項目 (1)、1 6 0 精検頸部検査項目 (2)、1 6 1 精検頸部検査項目 (3)、1 6 2 精検頸部診断名 (1)、1 6 3 精検頸部診断名 (2)、1 6 4 精検頸部診断名 (3)、1 6 5 精検頸部診断名 (4)、1 6 6 精検頸部診断名 (5)、1 6 7 精検体部検査項目 (1)、1 6 8 精検体部検査項目 (2)、1 6 9 精検体部診断名 (1)、1 7 0 精検体部診断名 (2)、1 7 1 精検体部診断名 (3)、1 7 2 精検体部診断名 (4)、1 7 3 精検体部診断名 (5)、1 7 4 一次頸部所見 (1)、1 7 5 一次頸部所見 (2)、1 7 6 一次頸部所見 (3)、1 7 7 一次頸部所見 (4)、1 7 8 一次頸部細胞診、1 7 9 視診所見の有無、1 8 0 視診所見の内容、1 8 1 内診所見の有無、1 8 2 内診所見の内容、1 8 3 頸部細胞診検査所見、1 8 4 一次判定所見、1 8 5 健診機関、1 8 6 問診 1 (検診の回数)、1 8 7 問診 2 (乳頭分泌物)、1 8 8 問診 3 (しこり)、1 8 9 問診 4 (痛み)、1 9 0 問診 5 (月経)、1 9 1 問診 6 (出産歴)、1 9 2 問診 7 (授乳歴)、1 9 3 問診 8 (既往歴)、1 9 4 問診 9 (乳房の既往歴)、1 9 5 問診 1 0 (乳房の手術)、1 9 6 問診 1 1 (ペースメーカー等)、1 9 7 問診 1 2 (豊胸手術の有無)、1 9 8 問診 1 3 (血縁者に乳がん)、1 9 9 問診 1 4 (血縁者に卵巣がん)、2 0 0 右所見 1、2 0 1 右所見 2、2 0 2 右所見 3、2 0 3 右所見 4、2 0 4 右所見 5、2 0 5 右カテゴリー、2 0 6 左所見 1、2 0 7 左所見 2、2 0 8 左所見 3、2 0 9 左所見 4、2 1 0 左所見 5、2 1 1 左カテゴリー、2 1 2 判定、2 1 3 (超音波) 受診区分、2 1 4 (超音波) 集計計上日付、2 1 5 (超音波) 集計計上年齢、2 1 6 (超音波) 束No、2 1 7 (超音波) 束連番、2 1 8 (超音波) 負担区分、2 1 9 (超音波) 集計計上年度、2 2 0 撮影方向、2 2 1 撮影No、2 2 2 一次乳腺の評価、2 2 3 一次腫瘍有無、2 2 4 一次腫瘍カテゴリー、2 2 5 一次腫瘍部位 (右)、2 2 6 一次腫瘍部位 (左)、2 2 7 一次腫瘍形状、2 2 8 一次腫瘍境界および辺縁、2</p>
--	---

	<p>29 一次腫瘍濃度、230 一次石灰化有無、231 一次石灰化カテゴリー、232 一次石灰化部位（右）、233 一次石灰化部位（左）、234 一次石灰化種類、235 一次石灰化形態、236 一次石灰化分布、237 一次その他有無、238 一次その他カテゴリー、239 一次その他乳腺実質、240 一次その他皮膚、241 一次その他リンパ節、242 一次読影判定、243 一次読影判定要医療、244 一次読影判定日、245 二次乳腺の評価、246 二次腫瘍有無、247 二次腫瘍カテゴリー、248 二次腫瘍部位（右）、249 二次腫瘍部位（左）、250 二次腫瘍形状、251 二次腫瘍境界および辺縁、252 二次腫瘍濃度、253 二次石灰化有無、254 二次石灰化カテゴリー、255 二次石灰化部位（右）、256 二次石灰化部位（左）、257 二次石灰化種類、258 二次石灰化形態、259 二次石灰化分布、260 二次その他有無、261 二次その他カテゴリー、262 二次その他乳腺実質、263 二次その他皮膚、264 二次その他リンパ節、265 二次読影判定、266 総合判定、267 総合判定（経過観察時期）、268 総合判定日、269 高濃度乳腺、270 一次会場コード、271 一次視触診マンモ区分、272 一次視触診所見（1）、273 一次視触診所見（2）、274 一次視触診所見（3）、275 一次視触診判定、276 一次視触診判定（経過観察時期）、277（視触診）受診区分、278（視触診）集計計上日付、279（視触診）集計計上年齢、280（視触診）束No、281（視触診）束連番、282（視触診）負担区分、283（視触診）平日休日区分、284（視触診）集計計上年度、285（マンモ）受診区分、286（マンモ）集計計上日付、287（マンモ）集計計上年齢、288（マンモ）束No、289（マンモ）束連番、290（マンモ）負担区分、291（マンモ）平日休日区分、292（マンモ）集計計上年度、293 精検検査項目（1）、294 精検検査項目（2）、295 精検検査項目（3）、296 精検検査項目（4）、297 精検検査項目（5）、298 精検検査項目（6）、299 精検検査項目（7）、300 一次X線所見、301 一次問診①有害業務従事、302 一次問診②タバ</p>
--	--

	<p>コ、303 一次問診③咳・痰、304 一次問診④痰に血が混じる、305 一次問診⑤胸部X線検査を受けた、306 一次問診⑥痰の検査を受けた、307 一次問診⑦病気(1)、308 一次問診⑦病気(2)、309 一次問診⑦病気(3)、310 一次問診⑧血縁者でがん、311 一次喀痰細胞診、312 一次喀痰判定、313 X線間接No、314 精検病期分類、315 精検組織分類、316 電話番号、317 所見、318 間接No、319 喀痰受診日、320 喀痰細胞診所見(文字)、321 一次問診①排便、322 一次問診②排便の時に血、323 一次問診③大腸X線検査を受けた、324 一次問診④便潜血反応を受けた、325 一次問診⑤病気(1)、326 一次問診⑤病気(2)、327 一次問診⑤病気(3)、328 一次問診⑥血縁者でがん、329 一次便潜血反応(1)、330 一次便潜血反応(2)、331 精検検査実施(注腸X線)、332 精検検査実施(大腸内視鏡)、333 精検検査実施(組織検査)、334 精検部位1、335 精検部位2、336 精検部位3、337 精検部位4、338 精検部位5、339 一次便潜血所見、340 腺腫の大きさ、341 結果他疾患、342 ポリープ内視鏡的切除指示、343 原発性</p>	
記録範囲	がん検診対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者(市が契約する医療機関からの収集)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者(印刷封入封緘業者、及び医療機関)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診事業ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	肝炎ウイルス検診事業を実施するため
記録項目	1 肝臓病肝機能異常、2 輸血の有無～30 外科的処置、3 家族歴～30 妊娠時の出血、4 C型既往歴～30 定期検査、5 B型既往歴～30 C型検査、6 希望の検査～30 C型治療、7 該当なし～30 B型検査、8 一次C型肝炎判定、9 一次HBs判定、10 会場コード、11 受診区分、12 集計計上日付、13 集計計上年齢、14 束No、15 束連番、16 負担区分、17 集計計上年度、18 受診区分、19 検診区分、20 C型肝炎判定、21 B型肝炎判定、22 C型フォローアップ対象、23 B型フォローアップ対象、24 HCV抗体検査測定法、25 HCV抗体検査、26 HCV抗原検査、27 RNA検査、28 総合判定、29 HBs抗原検査、30 精検受診日、31 精検医療機関、32 精検診断名、33 精検診断名コメント、34 精検血小板数、35 精検GPT、36 精検HCVサブタイプ、37 精検RNA定量、38 精検RNA値、39 精検RNA方法、40 精検IF適用、41 精検IF適用無し理由、42 精検IF予定、43 精検IF予定時期、44 精検IF予定時期未定、45 精検IF予定内容、46 精検IF予定無し理由、47 精検HBs抗原、48 精検HBe抗原、49 精検指示、50 自己負担区分（支払用）、51 HCV抗体検査、52 HCV抗原検査、53 RNA検査、54 総合判定、55 HBs抗原検査、56 精検受診区分、57 精検受診日、58 精検医療機関、59 精検判定1、60 精検判定2、61 精検判定3、62 精検結果他疾患、63 精検血小板数、64 精検GPT、65 精検HCVサブタイプ、66 精検RNA定量、67 精検RNA値、68 精検RNA方法、69 精検IF適用、70 精検IF適用無し理由、71 精検IF予定、72 精検IF予定時期、73

	精検 I F 予定時期未定、74 精検 I F 予定内容、75 精検 I F 予定無し理由、76 精検 H B s 抗原、77 精検 H B e 抗原、78 精検指示、79 請求日、80 小学校コード、81 O C R 登録時連番、82 保険区分、83 保険者番号、84 被保険者記号、85 被保険者番号、86 枝番、87 受診区分、88 肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた経験、89 肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた時期、90 外科的処置歴、91 外科的処置の時期、92 妊娠・分娩時の多量出血歴、93 妊娠・分娩時の多量出血の時期、94 定期的な肝機能検査受診の有無、95 B 型肝炎ウイルス検査の受診歴、96 B 型肝炎ウイルス検査の受診時期、97 B 型肝炎ウイルスの治療歴、98 B 型肝炎ウイルスの治療時期、99 C 型肝炎ウイルス検査の受診歴、100 C 型肝炎ウイルス検査の受診時期、101 C 型肝炎ウイルスの治療歴、102 C 型肝炎ウイルスの治療時期、103 保険者番号 (精検)、104 被保険者記号 (精検)、105 被保険者番号 (精検)、106 枝番 (精検)、107 受診日、108 健診機関、109 健管番号	
記録範囲	肝炎ウイルス検診対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者 (市が契約する医療機関)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者 (印刷封入封緘業者、及び医療機関)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提	非該当	

案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	風しん抗体検査事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	風しん抗体検査事業を実施するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 送付先郵便番号、4 送付先住所、5 送付先方書、6 健管番号、7 検査日、8 健診機関コード、9 検査年度、10 検査時年齢、11 集計用年齢、12 性別、13 集計計上日、14 集計計上年度、15 検査方法、16 抗体価、17 判定、18 検査番号、19 対象区分、20 接種状況	
記録範囲	風しん抗体検査対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、及び医療機関）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特定健康診査・人間ドック・脳ドック事業ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査・人間ドック・脳ドック事業を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 医療機関名、9 請求日（月）、10 身長、11 体重、12 標準体重、13 BMI（医療機関測定）、14 腹囲、15 内臓脂肪判定、16 既往歴、17 具体的な既往歴、18 自覚症状、19 具体的な自覚症状、20 他覚症状、21 具体的な他覚症状、22 収縮期血圧（1回目）、23 収縮期血圧（2回目）、24 収縮期血圧（その他）、25 拡張期血圧（1回目）、26 拡張期血圧（2回目）、27 拡張期血圧（その他）、28 血圧分類、29 血圧判定、30 血圧要治療判定、31 採血時間（食後）、32 総コレステロール、33 中性脂肪（トリグリセリド）、34 HDLコレステロール、35 LDLコレステロール、36 脂質判定、37 脂質要治療判定、38 GOT値（AST）、39 GPT値（ALT）、40 γ -GTP（ γ -GT）、41 肝機能判定、42 肝機能要治療判定、43 空腹時血糖、44 随時血糖、45 HbA1c（JDS値）、46 血糖判定、47 血糖要治療判定、48 尿糖、49 尿蛋白、50 ヘマトクリット値、51 血色素量（ヘモグロビン値）、52 赤血球数、53 貧血判定、54 貧血検査実施理由、55 心電図所見の有無、56 心電図所見、57 心電図検査実施理由、58 眼底（キースワグナー分類）、59 眼底（シェイエ分類：H）、60 眼底（シェイエ分類：S）、61 眼底（SCOTT分類）、62 眼底（その他の所見）、63 眼底検査実施理由、64 メタボ判定（自動計算）、65 保健指導レベル（自動計算）、66 要治療判定、67 医師の診断（判定）、68 健康診断を実施した医師の氏名、69 服薬1（血圧）、70 服薬2

	<p>(血糖)、7 1 服薬 3 (脂質)、7 2 既往歴 1 (脳血管)、7 3 既往歴 2 (心血管)、7 4 既往歴 3 (腎不全・人工透析)、7 5 貧血、7 6 喫煙、7 7 2 0 歳からの体重変化、7 8 3 0 分以上の運動習慣、7 9 歩行又は身体活動、8 0 歩行速度、8 1 1 年間の体重変化、8 2 食べ方 1 (速食い等)、8 3 食べ方 2 (就寝前)、8 4 食べ方 3 (夜食/間食)、8 5 食習慣、8 6 飲酒、8 7 飲酒量、8 8 睡眠、8 9 生活習慣の改善、9 0 保健指導を利用する、9 1 特定健診機関番号、9 2 特定健診機関名称、9 3 特定健診機関郵便番号、9 4 特定健診機関所在地、9 5 特定健診機関電話番号、9 6 保険者番号、9 7 被保険者証等記号、9 8 被保険者証等番号、9 9 受診者氏名、1 0 0 受診者郵便番号、1 0 1 受診者住所、1 0 2 国保連から取込み、1 0 3 国保連からの取込み日、1 0 4 健診機関から取込み、1 0 5 健診機関からの取込み日、1 0 6 実施区分、1 0 7 受付日、1 0 8 自己負担有無、1 0 9 集団個別区分、1 1 0 特定高齢者候補区分、1 1 1 コースコード、1 1 2 支払先コード、1 1 3 削除 F L G、1 1 4 決済中 F L G、1 1 5 決済済み F L G、1 1 6 決済コース、1 1 7 眼底実施区分、1 1 8 心電図 F L G、1 1 9 眼底検査 (健診機関直接)、1 2 0 眼底検査 (他医療機関直接)、1 2 1 評価実施日、1 2 2 電話番号、1 2 3 連絡可能な時間帯開始、1 2 4 連絡可能な時間帯終了、1 2 5 メールアドレス、1 2 6 特定保健指導の利用勧奨、1 2 7 医療機関受診の勧奨、1 2 8 疑われる疾病名、1 2 9 医師からのコメント (特記事項)、1 3 0 評価医師の氏名、1 3 1 特定保健指導の注意事項 (コメント)、1 3 2 発券対象外、1 3 3 保健指導レベル、1 3 4 メタボリックシンドローム判定、1 3 5 入力日、1 3 6 チェック対象外、1 3 7 血清クレアチニン、1 3 8 e G F R、1 3 9 e G F R 重症度、1 4 0 費ヘマトクリット値、1 4 1 費血色素量 (ヘモグロビン値)、1 4 2 費赤血球数、1 4 3 費心電図所見の有無、1 4 4 費心電図所見、1 4 5 費心電図検査実施理由、1 4 6 費眼底 (キースワグナー分類)、1 4 7 費眼底 (シェイエ分類: H)、1 4 8 費眼底 (シェイエ分類: S)、1 4 9 費眼底 (S C O T T 分類)、1 5 0 費眼底 (その他の所</p>
--	---

	<p>見)、151 費眼底検査実施理由、152 特定保健指導の注意事項、153 医師からのコメント、154 腹囲対象外、155 HbA1c (NGSP値)、156 尿酸、157 質問票提出月、158 電話番号2、159 連絡可能な時間帯開始2、160 連絡可能な時間帯終了2、161 問診票取り込み日、162 総蛋白、163 アルブミン、164 白血球数、165 血小板数、166 尿潜血、167 腹部超音波 (所見の有無)、168 腹部超音波 (所見)、169 眼圧検査 (右)、170 眼圧検査 (左)、171 MCV、172 MCH、173 MCHC、174 肺機能検査 (努力肺活量)、175 肺機能検査 (1秒量)、176 肺機能検査 (1秒率)、177 肺機能検査 (%VC)、178 人間ドックフラグ、179 その他の法定検査、180 その他の法定検査 (半角)、181 non-HDLコレステロール、182 眼底DAVIS、183 食事をかんで食べる時の状態、184 朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、185 支援相当該当区分、186 eGFR (医療機関測定)、187 BMI (自動計算)、188 健診結果、189 身体計測、190 診察、191 血圧等、192 血液検査、193 生化学検査、194 血糖検査、195 尿検査、196 心電図・眼底・医師の判断、197 心電図検査、198 眼底検査、199 医師の判断、200 人間ドック項目、201 問診、202 総合評価説明報告、203 費用決済、204 特定健診機関情報、205 受診者・保険証情報、206 データ取り込み情報、207 基準日年齢、208 総合検診区分、209 受診番号、210 実施医療機関、211 検診会場、212 肺活量、213 %FVC、214 FEV1.0%、215 沈査円柱、216 自覚症状有無、217 胸部検査判定、218 胃部検査判定、219 大腸検査判定、220 腹部検査判定、221 頭部CT検査判定、222 頭部MRI検査判定、223 頭部MRA検査判定、224 総合指導区分、225 特記事項、226 精検受診日、227 精検診断名、228 精検指導区分、229 胸部所見、230 胸部判定、231 胃部所見、232 胃部判定、233 大腸がん所見、234 大腸がん判定、235 腹部エコー所見、236 腹部エコー判定、237 頭部CT所見、23</p>
--	---

	8 頭部CT判定、239 頭部MRI 所見、240 頭部MRI 判定、241 頭部MRA 所見、242 頭部MRA 判定、243 診断名、244 指導区分、245 所見・結果、246 大腸所見、247 腹部所見、248 精検結果、249 実施医療機関名、250 MRI 検査所見、251 判断医師氏名、252 取込日、253 内科診察結果、254 医師の総合判定、255 健診区分	
記録範囲	特定健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、及び医療機関）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加	（実施なし）	

工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査・人間ドック・脳ドック事業ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健康診査・人間ドック・脳ドック事業を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 受診券発行保険者番号、9 医療機関名、10 請求日（月）、11 身長、12 体重、13 標準体重、14 肥満度分類、15 BMI（医療機関測定）、16 内臓脂肪判定、17 既往歴、18 具体的な既往歴、19 自覚症状、20 具体的な自覚症状、21 他覚症状、22 具体的な他覚症状、23 血圧（収縮期）1回目、24 血圧（拡張期）1回目、25 血圧（収縮期）2回目、26 血圧（拡張期）2回目、27 血圧（収縮期）その他、28 血圧（拡張期）その他、29 血圧分類その他、30 血圧判定、31 採血時間（食後）、32 中性脂肪、33 HDL コレステロール、34 LDL コレステロール、35 脂質判定、36 GOT値（AST）、37 GPT値（ALT）、38 γ -GTP値（GGT）、39 肝機能判定、40 空腹時血糖、41 随時血糖、42 HbA1c（JDS値）、43 血糖判定、44 尿糖、45 尿蛋白、46 ヘマトクリット、47 ヘモグロビン、48 赤血球数、49 貧血判定、50 貧血検査実施理由、51 心電図所見の有無、52 心電図所見、53 心電図検査実施理由、54 眼底KW、55 眼底H、56 眼底S、57 眼底SCOTT、58 眼底所見、59 眼底検査実施理由、60 医師の判断、61 判断した医師の氏名、62 薬剤治療の有無（血圧）、63 薬剤治療の有無（血糖）、64 薬剤治療の有無（脂質）、65 脳卒中の罹患・治療あり、66 心臓病の罹患・治療あり、67 腎不全の罹患・治療あり、68 貧血といわれたことがある、69 タバコを習慣的に吸

	<p> っている、7020歳の時から10Kg以上増加、7130分以上の運動を週2日以上、1年以上実施、72日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施、73同世代の同性と比較して歩く速度が速い、741年間で体重の増減が±3Kg以上、75人と比較して食べる速度が速い、76就寝前の食事が週に3回以上、77夕食後の間食が週3回以上、78朝食を抜くことが週3回以上、79お酒を飲む程度、801日あたりの飲酒量、81睡眠で休養が得られている、82生活習慣を改善してみようと思う、83生活習慣(運動)を改善してみようと思う、84生活習慣(食事)を改善してみようと思う、85生活習慣(喫煙)を改善してみようと思う、86保健指導を利用する、87後期高齢者健診機関番号、88後期高齢者健診機関名称、89後期高齢者健診機関郵便番号、90後期高齢者健診機関所在地、91後期高齢者健診機関電話番号、92被保険者証等記号、93被保険者証等番号、94受診者氏名、95受診者郵便番号、96受診者住所、97国保連から取込み、98国保連からの取込み日、99健診機関から取込み、100健診機関からの取込み日、101実施区分、102受付日、103自己負担有無、104集団個別区分、105特定高齢者候補区分、106コースコード、107支払先コード、108削除FLG、109ロックFLG、110決済済みFLG、111決済コース、112眼底実施区分、113心電図FLG、114眼底検査(健診機関直接)、115眼底検査(他医療機関直接)、116評価実施日、117連絡可能な時間帯開始、118連絡可能な時間帯終了、119特定保健指導の利用勧奨、120医療機関受診の勧奨、121疑われる疾病名、122医師からのコメント、123評価医師の氏名、124備考、125血圧収縮期FLG、126血圧拡張期FLG、127発券対象外、128血清クレアチニン、129eGFR、130eGFR重症度、131費ヘマトクリット、132費ヘモグロビン、133費赤血球数、134費心電図所見の有無、135費心電図所見、136費心電図検査実施理由、137費眼底KW、138費眼底H、139費 </p>
--	---

	<p>眼底S、140費眼底SCOTT、141費眼底所見、142費眼底検査実施理由、143HbA1c (NGSP値)、144尿酸、145問診票提出月、146電話番号1、147電話番号2、148連絡可能な時間帯開始2、149連絡可能な時間帯終了2、150問診票取り込み日、151総蛋白、152アルブミン、153白血球数、154血小板数、155尿潜血、156腹部超音波(所見の有無)、157腹部超音波(所見)、158眼圧検査(右)、159眼圧検査(左)、160MCV、161MCH、162MCHC、163肺機能検査(努力肺活量)、164肺機能検査(1秒量)、165肺機能検査(1秒率)、166肺機能検査(%VC)、167人間ドックフラグ、168その他の法定検査、169その他の法定検査(半角)、170腹囲、171手入力日、172non-HDLコレステロール、173眼底DAVIS、174食事をかんで食べる時の状態、175朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、176eGFR(医療機関測定)、177あなたの現在の健康状態、178毎日の生活に満足しているか、1791日3食きちんと食べているか、180半年前より固いものが食べにくい、181お茶や汁物等でむせることがある、182半年で2~3kg以上の体重減少、183以前より歩く速度が遅くなった、184この1年間に転んだことがあるか、185運動を週に1回以上しているか、186物忘れがあるとされるか、187何月何日かわからない時があるか、188たばこを吸うか、189週に1回以上は外出しているか、190家族や友人と付き合いがあるか、191体調が悪い時相談できる人がいる、192BMI(自動計算)、193健診結果、194身体計測、195診察、196血圧等、197血液検査、198生化学検査、199血糖検査、200尿検査、201血液像検査、202心電図・眼底・医師の判断、203心電図検査、204眼底検査、205人間ドック項目、206問診、207令和2年度以降、208令和元年度以前、209健康指導シート、210費用決済、211後期高齢者健診機関情報、212受診者・保険証情報、213データ取り込み情報、214基準日年齢、2</p>
--	--

	<p>1 5 総合検診区分、2 1 6 受診番号、2 1 7 実施医療機関、2 1 8 検診会場、2 1 9 肺活量、2 2 0 % F V C、2 2 1 F E V 1 0 %、2 2 2 沈査円柱、2 2 3 自覚症状有無、2 2 4 胸部検査判定、2 2 5 胃部検査判定、2 2 6 大腸検査判定、2 2 7 腹部検査判定、2 2 8 頭部 C T 検査判定、2 2 9 頭部 M R I 検査判定、2 3 0 頭部 M R A 検査判定、2 3 1 総合指導区分、2 3 2 特記事項、2 3 3 精検受診日、2 3 4 精検診断名、2 3 5 精検指導区分、2 3 6 胸部所見、2 3 7 胸部判定、2 3 8 胃部所見、2 3 9 胃部判定、2 4 0 大腸がん所見、2 4 1 大腸がん判定、2 4 2 腹部エコー所見、2 4 3 腹部エコー判定、2 4 4 頭部 C T 所見、2 4 5 頭部 C T 判定、2 4 6 頭部 M R I 所見、2 4 7 頭部 M R I 判定、2 4 8 頭部 M R A 所見、2 4 9 頭部 M R A 判定、2 5 0 診断名、2 5 1 指導区分、2 5 2 所見・結果、2 5 3 大腸所見、2 5 4 腹部所見、2 5 5 精検結果、2 5 6 実施医療機関名、2 5 7 M R I 検査所見、2 5 8 判断医師氏名、2 5 9 取込日、2 6 0 内科診察結果、2 6 1 医師の総合判定、2 6 2 健診区分、</p>	
記録範囲	後期高齢者健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、及び医療機関）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	一般健康診査事業ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	一般健康診査・人間ドック・脳ドック事業を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 医療機関名、9 請求日（月）、10 身長、11 体重、12 標準体重、13 BMI（医療機関測定）、14 腹囲、15 内臓脂肪判定、16 既往歴、17 具体的な既往歴、18 自覚症状、19 具体的な自覚症状、20 他覚症状、21 具体的な他覚症状、22 収縮期血圧（1回目）、23 収縮期血圧（2回目）、24 収縮期血圧（その他）、25 拡張期血圧（1回目）、26 拡張期血圧（2回目）、27 拡張期血圧（その他）、28 血圧分類、29 血圧判定、30 血圧要治療判定、31 尿蛋白、32 尿糖、33 尿潜血、34 採血時間（食後）、35 空腹時血糖、36 随時血糖、37 赤血球数、38 白血球数、39 貧血判定、40 貧血検査実施理由、41 血色素量（ヘモグロビン値）、42 ヘマトクリット、43 総蛋白、44 血清アルブミン、45 総コレステロール、46 HDLコレステロール、47 LDLコレステロール、48 中性脂肪（トリグリセリド）、49 脂質判定、50 脂質要治療判定、51 GOT値（AST）、52 GPT値（ALT）、53 γ -GTP値（GGT）、54 肝機能判定、55 肝機能要治療判定、56 クレアチニン、57 尿酸、58 血糖判定、59 血糖要治療判定、60 MCH値、61 MCV値、62 MCHC値、63 血小板、64 心電図所見の有無、65 心電図所見、66 心電図検査実施理由、67 眼底（キースワグナー分類）、68 眼底（シェイエ分類：H）、69 眼底（シェイエ分類：S）、70 眼底（SCOTT分類）、71 眼底（その他の所見）、72 眼底検査実施理由、73 メタボ判定（自動計算）、74 保健指導レベ

	<p>ル(自動計算)、75 要治療判定、76 医師の診断(判定)、77 健康診断を実施した医師の氏名、78 既往歴1(脳血管)、79 既往歴2(心血管)、80 既往歴3(腎不全・人工透析)、81 貧血、82 20歳からの体重変化、83 30分以上の運動習慣、84 歩行又は身体活動、85 歩行速度、86 喫煙、87 1年間の体重変化、88 食べ方1(速食い等)、89 食べ方2(就寝前)、90 食べ方3(夜食/間食)、91 食習慣、92 飲酒、93 飲酒量、94 睡眠、95 生活習慣の改善、96 保健指導を利用する、97 服薬1(血圧)、98 服薬2(血糖)、99 服薬3(脂質)、100 保健指導対象者グループ、101 特定健診機関番号、102 特定健診機関名称、103 特定健診機関郵便番号、104 特定健診機関所在地、105 特定健診機関電話番号、106 保険者番号、107 被保険者証等記号、108 被保険者証等番号、109 受診者氏名、110 受診者郵便番号、111 受診者住所、112 国保連から取込み、113 国保連からの取込み日、114 健診機関から取込み、115 健診機関からの取込み日、116 実施区分、117 受付日、118 自己負担有無、119 集団個別区分、120 特定高齢者候補区分、121 コースコード、122 支払先コード、123 削除FLG、124 ロックFLG、125 決済済みFLG、126 決済コース、127 眼底実施区分、128 心電図FLG、129 眼底検査(健診機関直接)、130 眼底検査(他医療機関直接)、131 評価実施日、132 電話番号、133 連絡可能な時間帯開始、134 連絡可能な時間帯終了、135 メールアドレス、136 特定保健指導の利用勧奨、137 医療機関受診の勧奨、138 疑われる疾病名、139 医師からのコメント(特記事項)、140 評価医師の氏名、141 特定保健指導の注意事項(コメント)、142 発券対象外、143 保健指導レベル(自動計算)、144 メタボリックシンドローム判定、145 血圧収縮期FLG、146 血圧拡張期FLG、147 受診時生保区分、148 費ヘマトクリット、149 費血色素量(ヘモグロビン値)、150 費赤血球数、151 費心電図所見の有無、152 費心電図所見、153 費心電図検査実施理由、154 費</p>
--	--

	<p>眼底（キースワグナー分類）、155 費眼底（シェイエ分類：H）、156 費眼底（シェイエ分類：S）、157 費眼底（SCOTT分類）、158 費眼底（その他の所見）、159 費眼底検査実施理由、160 特定保健指導の注意事項、161 医師からのコメント、162 HbA1c（NGSP値）、163 eGFR、164 eGFR重症度、165 質問票提出月、166 電話番号2、167 連絡可能な時間帯開始2、168 連絡可能な時間帯終了2、169 問診票取り込み日、170 腹部超音波（所見の有無）、171 腹部超音波（所見）、172 眼圧検査（右）、173 眼圧検査（左）、174 肺機能検査（努力肺活量）、175 肺機能検査（1秒量）、176 肺機能検査（1秒率）、177 肺機能検査（%VC）、178 人間ドックフラグ、179 その他の法定検査、180 その他の法定検査（半角）、181 手入力日、182 non-HDLコレステロール、183 眼底DAVIS、184 食事をかんで食べる時の状態、185 朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、186 eGFR（医療機関測定）、187 あなたの現在の健康状態、188 毎日の生活に満足しているか、189 日3食きちんと食べているか、190 半年前より固いものが食べにくい、191 お茶や汁物等でむせることがある、192 半年で2～3kg以上の体重減少、193 以前より歩く速度が遅くなった、194 この1年間に転んだことがあるか、195 運動を週に1回以上しているか、196 物忘れがあると言われるか、197 何月何日かわからない時があるか、198 たばこを吸うか、199 週に1回以上は外出しているか、200 家族や友人と付き合いがあるか、201 体調が悪い時相談できる人がいる、202 BMI（自動計算）、203 健診結果、204 身体計測、205 診察、206 血圧等、207 血液検査、208 生化学検査、209 血糖検査、210 尿検査、211 血液検査、212 心電図・眼底・医師の判断、213 心電図検査、214 眼底検査、215 医師の判断、216 人間ドック項目、217 問診、218 令和2年度以降、219 総合評価説明報告、220 費用決済、221 費用決済、222 特定健診機関情報、223 受診者・保険証情報、224</p>
--	--

	データ取り込み情報	
記録範囲	一般健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、及び医療機関）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	各種保健指導事業ファイル（特定）
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び人間ドック等により特定保健指導等の対象となった者に保健指導を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 医療機関名、9 請求日（月）、10 身長、11 体重、12 標準体重、13 BMI（医療機関測定）、14 腹囲、15 内臓脂肪判定、16 既往歴、17 具体的な既往歴、18 自覚症状、19 具体的な自覚症状、20 他覚症状、21 具体的な他覚症状、22 収縮期血圧（1回目）、23 収縮期血圧（2回目）、24 収縮期血圧（その他）、25 拡張期血圧（1回目）、26 拡張期血圧（2回目）、27 拡張期血圧（その他）、28 血圧分類、29 血圧判定、30 血圧要治療判定、31 採血時間（食後）、32 総コレステロール、33 中性脂肪（トリグリセリド）、34 HDLコレステロール、35 LDLコレステロール、36 脂質判定、37 脂質要治療判定、38 GOT値（AST）、39 GPT値（ALT）、40 γ -GTP（ γ -GT）、41 肝機能判定、42 肝機能要治療判定、43 空腹時血糖、44 随時血糖、45 HbA1c（JDS値）、46 血糖判定、47 血糖要治療判定、48 尿糖、49 尿蛋白、50 ヘマトクリット値、51 血色素量（ヘモグロビン値）、52 赤血球数、53 貧血判定、54 貧血検査実施理由、55 心電図所見の有無、56 心電図所見、57 心電図検査実施理由、58 眼底（キースワグナー分類）、59 眼底（シェイエ分類：H）、60 眼底（シェイエ分類：S）、61 眼底（SCOTT分類）、62 眼底（その他の所見）、63 眼底検査実施理由、64 メタボ判定（自動計算）、65 保健指導レベル（自動計算）、66 要治療判定、67 医師の診断（判定）、68 健康診断

	<p> を実施した医師の氏名、69服薬1（血圧）、70服薬2（血糖）、71服薬3（脂質）、72既往歴1（脳血管）、73既往歴2（心血管）、74既往歴3（腎不全・人工透析）、75貧血、76喫煙、7720歳からの体重変化、7830分以上の運動習慣、79歩行又は身体活動、80歩行速度、811年間の体重変化、82食べ方1（速食い等）、83食べ方2（就寝前）、84食べ方3（夜食／間食）、85食習慣、86飲酒、87飲酒量、88睡眠、89生活習慣の改善、90保健指導を利用する、91特定健診機関番号、92特定健診機関名称、93特定健診機関郵便番号、94特定健診機関所在地、95特定健診機関電話番号、96保険者番号、97被保険者証等記号、98被保険者証等番号、99受診者氏名、100受診者郵便番号、101受診者住所、102国保連から取込み、103国保連からの取込み日、104健診機関から取込み、105健診機関からの取込み日、106実施区分、107受付日、108自己負担有無、109集団個別区分、110特定高齢者候補区分、111コースコード、112支払先コード、113削除FLG、114決済中FLG、115決済済みFLG、116決済コース、117眼底実施区分、118心電図FLG、119眼底検査（健診機関直接）、120眼底検査（他医療機関直接）、121評価実施日、122電話番号、123連絡可能な時間帯開始、124連絡可能な時間帯終了、125メールアドレス、126特定保健指導の利用勧奨、127医療機関受診の勧奨、128疑われる疾病名、129医師からのコメント（特記事項）、130評価医師の氏名、131特定保健指導の注意事項（コメント）、132発券対象外、133保健指導レベル、134メタボリックシンドローム判定、135入力日、136チェック対象外、137血清クレアチニン、138eGFR、139eGFR重症度、140費ヘマトクリット値、141費血色素量（ヘモグロビン値）、142費赤血球数、143費心電図所見の有無、144費心電図所見、145費心電図検査実施理由、146費眼底（キースワグナー分類）、147費眼底（シェイエ分類：H）、148費眼底（シェイエ分類：S）、14 </p>
--	---

	<p> 9費眼底（SCOTT分類）、150費眼底（その他の所見）、151費眼底検査実施理由、152特定保健指導の注意事項、153医師からのコメント、154腹囲対象外、155HbA1c（NGSP値）、156尿酸、157質問票提出月、158電話番号2、159連絡可能な時間帯開始2、160連絡可能な時間帯終了2、161問診票取り込み日、162総蛋白、163アルブミン、164白血球数、165血小板数、166尿潜血、167腹部超音波（所見の有無）、168腹部超音波（所見）、169眼圧検査（右）、170眼圧検査（左）、171MCV、172MCH、173MCHC、174肺機能検査（努力肺活量）、175肺機能検査（1秒量）、176肺機能検査（1秒率）、177肺機能検査（%VC）、178人間ドックフラグ、179その他の法定検査、180その他の法定検査（半角）、181non-HDLコレステロール、182眼底DAVIS、183食事をかんで食べる時の状態、184朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、185支援相当該当区分、186eGFR（医療機関測定）、187BMI（自動計算）、188健診結果、189身体計測、190診察、191血圧等、192血液検査、193生化学検査、194血糖検査、195尿検査、196心電図・眼底・医師の判断、197心電図検査、198眼底検査、199医師の判断、200人間ドック項目、201問診、202総合評価説明報告、203費用決済、204特定健診機関情報、205受診者・保険証情報、206データ取り込み情報、207基準日年齢、208総合検診区分、209受診番号、210実施医療機関、211検診会場、212肺活量、213%FVC、214FeV1.0%、215沈査円柱、216自覚症状有無、217胸部検査判定、218胃部検査判定、219大腸検査判定、220腹部検査判定、221頭部CT検査判定、222頭部MRI検査判定、223頭部MRA検査判定、224総合指導区分、225特記事項、226精検受診日、227精検診断名、228精検指導区分、229胸部所見、230胸部判定、231胃部所見、232胃部判定、233大腸がん所見、234大腸がん判定、235腹部エコー </p>
--	--

	<p> 所見、236腹部エコー判定、237頭部CT所見、238頭部CT判定、239頭部MRI所見、240頭部MRI判定、241頭部MRA所見、242頭部MRA判定、243診断名、244指導区分、245所見・結果、246大腸所見、247腹部所見、248精検結果、249指導年月日、250回数、251保健指導実施者の職種、252支援区分、253支援開始時間、254支援時間、255医療機関受診勧奨、256医療機関受診、257特定保健指導申込、258継続・終了、259終了理由、260保健指導実施内容、261保健指導実施者、262生活習慣病のコントロール、263かかりつけ医と連携しての対応、264再勧奨状況、265健診年度、266特定保健指導委託、267未利用者フォロー、268CKDに関する保健指導、269指導前服薬開始、270受診勧奨内容、271指導種類、272指導段階、273本人との関わり、274対象区分、275糖尿病重症化予防に関する保健指導、276糖尿病での病院受診、277糖尿病に関する服薬、278医療機関での栄養指導、279食生活（継続）、280運動（継続）、281配布月、282糖尿病連携手帳、283眼科受診、284連絡可能な時間帯、285歯科受診、286取り組み目標、287社会参加、通い場の有無、288外出頻度、289体重変化（継続）、290口腔状況（継続）、291社会参加（継続）、292外出頻度（継続）、293保健指導実績、294支援回数、295把握手段、296受診医療機関名、297CKDについての説明（初回）、298食事指導（初回）、299運動指導（初回）、300減塩の取り組み（初回）、301水分摂取（初回）、302運動習慣（初回）、303腎疾患等（泌尿器含）、304痛み止め、305サプリメント、306CKDについての相談（継続）、307食事指導（継続）、308運動指導（継続）、309減塩の取り組み（継続）、310水分摂取（継続）、311運動習慣（継続）、312食事（継続）、313CKD種類、314実施会場、315指導実績、316指導実施日、317健診未受診理由（初回）、318健診未受診その他理由（初回）、319健診受診状況、320生活指 </p>
--	--

<p>導（初回）、3 2 1 糖尿病、3 2 2 糖尿病コントロール、3 2 3 最近のH b A 1 c 数値、3 2 4 食事の取組み（継続）、3 2 5 運動の取組み（継続）、3 2 6 糖尿病についての相談（継続）、3 2 7 生活指導（継続）、3 2 8 DM性腎症重症化予防プログラム、3 2 9 保健指導機関コード、3 3 0 保健指導機関番号、3 3 1 保健指導機関名、3 3 2 保健指導機関郵便番号、3 3 3 保健指導機関所在地、3 3 4 保健指導機関電話番号、3 3 5 保健指導責任者名、3 3 6 保健指導責任者職種、3 3 7 利用者氏名、3 3 8 利用者郵便番号、3 3 9 利用券整理番号、3 4 0 特定健診受診券整理番号、3 4 1 有効期限、3 4 2 実施時点、3 4 3 支援レベル、3 4 4 行動変容ステージ、3 4 5 保健指導コース名、3 4 6 指導計画パターン、3 4 7 実施回数、3 4 8 実施回数（個別支援A）、3 4 9 合計実施時間（個別支援A）、3 5 0 実施回数（個別支援B）、3 5 1 合計実施時間（個別支援B）、3 5 2 実施回数（グループ支援）、3 5 3 合計実施時間（グループ支援）、3 5 4 実施回数（電話A）、3 5 5 合計実施時間（電話A）、3 5 6 実施回数（e-mail A）、3 5 7 実施回数（電話B）、3 5 8 合計実施時間（電話B）、3 5 9 実施回数（e-mail B）、3 6 0 個別支援Aポイント、3 6 1 個別支援Bポイント、3 6 2 グループポイント、3 6 3 電話Aポイント、3 6 4 電話Bポイント、3 6 5 e-mail Aポイント、3 6 6 e-mail Bポイント、3 6 7 ポイント（支援A）、3 6 8 ポイント（支援B）、3 6 9 ポイント（合計）、3 7 0 継続的支援予定期間、3 7 1 計画年月日、3 7 2 計画支援形態、3 7 3 実施者の職種、3 7 4 保健指導機関から取込み、3 7 5 保健指導機関からの取込み日、3 7 6 実施予定日、3 7 7 支援の種類、3 7 8 時期（何ヶ月）、3 7 9 時期（何週間）、3 8 0 指導者職種、3 8 1 支援形態、3 8 2 支援時間・回数、3 8 3 支援内容、3 8 4 実施ポイント、3 8 5 計画詳細、3 8 6 禁煙指導の実施回数、3 8 7 継続的な支援の終了日、3 8 8 脱退理由、3 8 9 実施日、3 9 0 指導形態、3 9 1 保健指導担当者、3 9 2 保健指導者職種、3 9 3 血圧（収縮期）、3 9 4 血圧（拡張期）、3 9 5 備考、3 9 6 喫煙指導の有無、</p>

	397 設定日時、398 設定日年齢、399 目標腹囲、400 目標体重、401 目標収縮期血圧、402 目標拡張期血圧、403 一日の削減目標エネルギー量、404 一日の運動による目標エネルギー量、405 一日の食事による目標エネルギー量、406 行動目標、407 行動計画、408 変更理由、409 目標設定、	
記録範囲	特定健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関、千葉県厚生農業協働組合連合会等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、医療機関、保健指導業務委託事業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	各種保健指導事業ファイル（後期）
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者健康診査及び人間ドック等により保健指導の対象となった者に対し、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、各種保健指導を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 医療機関名、9 請求日（月）、10 身長、11 体重、12 標準体重、13 BMI（医療機関測定）、14 腹囲、15 内臓脂肪判定、16 既往歴、17 具体的な既往歴、18 自覚症状、19 具体的な自覚症状、20 他覚症状、21 具体的な他覚症状、22 収縮期血圧（1回目）、23 収縮期血圧（2回目）、24 収縮期血圧（その他）、25 拡張期血圧（1回目）、26 拡張期血圧（2回目）、27 拡張期血圧（その他）、28 血圧分類、29 血圧判定、30 血圧要治療判定、31 尿蛋白、32 尿糖、33 尿潜血、34 採血時間（食後）、35 空腹時血糖、36 随時血糖、37 赤血球数、38 白血球数、39 貧血判定、40 貧血検査実施理由、41 血色素量（ヘモグロビン値）、42 ヘマトクリット、43 総蛋白、44 血清アルブミン、45 総コレステロール、46 HDLコレステロール、47 LDLコレステロール、48 中性脂肪（トリグリセリド）、49 脂質判定、50 脂質要治療判定、51 GOT値（AST）、52 GPT値（ALT）、53 γ -GTP値（GGT）、54 肝機能判定、55 肝機能要治療判定、56 クレアチニン、57 尿酸、58 血糖判定、59 血糖要治療判定、60 MCH値、61 MCV値、62 MCHC値、63 血小板、64 心電図所見の有無、65 心電図所見、66 心電図検査実施理由、67 眼底（キースワグナー分類）、68 眼底（シェイエ分類：H）、69 眼底（シェイエ分類：S）、70 眼底（SC

	<p>OTT分類)、71眼底(その他の所見)、72眼底検査実施理由、73メタボ判定(自動計算)、74保健指導レベル(自動計算)、75要治療判定、76医師の診断(判定)、77健康診断を実施した医師の氏名、78既往歴1(脳血管)、79既往歴2(心血管)、80既往歴3(腎不全・人工透析)、81貧血、8220歳からの体重変化、8330分以上の運動習慣、84歩行又は身体活動、85歩行速度、86喫煙、871年間の体重変化、88食べ方1(速食い等)、89食べ方2(就寝前)、90食べ方3(夜食/間食)、91食習慣、92飲酒、93飲酒量、94睡眠、95生活習慣の改善、96保健指導を利用する、97服薬1(血圧)、98服薬2(血糖)、99服薬3(脂質)、100保健指導対象者グループ、101特定健診機関番号、102特定健診機関名称、103特定健診機関郵便番号、104特定健診機関所在地、105特定健診機関電話番号、106保険者番号、107被保険者証等記号、108被保険者証等番号、109受診者氏名、110受診者郵便番号、111受診者住所、112国保連から取込み、113国保連からの取込み日、114健診機関から取込み、115健診機関からの取込み日、116実施区分、117受付日、118自己負担有無、119集団個別区分、120特定高齢者候補区分、121コースコード、122支払先コード、123削除FLG、124ロックFLG、125決済済みFLG、126決済コース、127眼底実施区分、128心電図FLG、129眼底検査(健診機関直接)、130眼底検査(他医療機関直接)、131評価実施日、132電話番号、133連絡可能な時間帯開始、134連絡可能な時間帯終了、135メールアドレス、136特定保健指導の利用勧奨、137医療機関受診の勧奨、138疑われる疾病名、139医師からのコメント(特記事項)、140評価医師の氏名、141特定保健指導の注意事項(コメント)、142発券対象外、143メタボリックシンドローム判定、144血圧収縮期FLG、145血圧拡張期FLG、146受診時生保区分、147費ヘマトクリット、148費血色素量(ヘモグロビン値)、149費赤血球数、150費心電</p>
--	---

	<p> 図所見の有無、151 費心電図所見、152 費心電図検査実施理由、153 費眼底（キースワグナー分類）、154 費眼底（シェイエ分類：H）、155 費眼底（シェイエ分類：S）、156 費眼底（SCOTT分類）、157 費眼底（その他の所見）、158 費眼底検査実施理由、159 特定保健指導の注意事項、160 医師からのコメント、161 HbA1c（NGSP値）、162 eGFR、163 eGFR重症度、164 質問票提出月、165 電話番号2、166 連絡可能な時間帯開始2、167 連絡可能な時間帯終了2、168 問診票取り込み日、169 腹部超音波（所見の有無）、170 腹部超音波（所見）、171 眼圧検査（右）、172 眼圧検査（左）、173 肺機能検査（努力肺活量）、174 肺機能検査（1秒量）、175 肺機能検査（1秒率）、176 肺機能検査（%VC）、177 人間ドックフラグ、178 その他の法定検査、179 その他の法定検査（半角）、180 手入力日、181 non-HDL コレステロール、182 眼底DAVIS、183 食事をかんで食べる時の状態、184 朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、185 eGFR（医療機関測定）、186 あなたの現在の健康状態、187 毎日の生活に満足しているか、188 1日3食きちんと食べているか、189 半年前より固いものが食べにくい、190 お茶や汁物等でむせることがある、191 半年で2～3kg以上の体重減少、192 以前より歩く速度が遅くなった、193 この1年間に転んだことがあるか、194 運動を週に1回以上しているか、195 物忘れがあると言われるか、196 何月何日かわからない時があるか、197 たばこを吸うか、198 週に1回以上は外出しているか、199 家族や友人と付き合いがあるか、200 体調が悪い時相談できる人がいる、201 BMI（自動計算）、202 健診結果、203 身体計測、204 診察、205 血圧等、206 血液検査、207 生化学検査、208 血糖検査、209 尿検査、210 心電図・眼底・医師の判断、211 心電図検査、212 眼底検査、213 医師の判断、214 人間ドック項目、215 問診、216 令和2年度以降、217 総合評価説明報告、218 費用決済、219 特 </p>
--	---

	<p>定健診機関情報、220 受診者・保険証情報、221 データ取り込み情報、222 基準日年齢、223 総合検診区分、224 受診番号、225 実施医療機関、226 検診会場、227 肺活量、228 %FVC、229 FEV10%、230 沈査円柱、231 自覚症状有無、232 胸部検査判定、233 胃部検査判定、234 大腸検査判定、235 腹部検査判定、236 頭部CT検査判定、237 頭部MRI検査判定、238 頭部MRA検査判定、239 総合指導区分、240 特記事項、241 精検受診日、242 精検診断名、243 精検指導区分、244 胸部所見、245 胸部判定、246 胃部所見、247 胃部判定、248 大腸がん所見、249 大腸がん判定、250 腹部エコー所見、251 腹部エコー判定、252 頭部CT所見、253 頭部CT判定、254 頭部MRI所見、255 頭部MRI判定、256 頭部MRA所見、257 頭部MRA判定、258 診断名、259 指導区分、260 所見・結果、261 大腸所見、262 腹部所見、263 精検結果、264 受診券発行保険者番号、265 肥満度分類、266 血圧(収縮期)1回目、267 血圧(拡張期)1回目、268 血圧(収縮期)2回目、269 血圧(拡張期)2回目、270 血圧(収縮期)その他、271 血圧(拡張期)その他、272 血圧分類その他、273 中性脂肪、274 HbA1c(JDS値)、275 ヘモグロビン、276 眼底KW、277 眼底H、278 眼底S、279 眼底SCOTT、280 眼底所見、281 判断した医師の氏名、282 薬剤治療の有無(血圧)、283 薬剤治療の有無(血糖)、284 薬剤治療の有無(脂質)、285 脳卒中の罹患・治療あり、286 心臓病の罹患・治療あり、287 腎不全の罹患・治療あり、288 貧血といわれたことがある、289 タバコを習慣的に吸っている、290 20歳の時から10Kg以上増加、291 30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施、292 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施、293 同世代の同性と比較して歩く速度が速い、294 1年間で体重の増減が±3Kg以上、295 人と比較して食べる速度が速い、296 就寝前の食事が週に3回以上、297 夕食後の間食が</p>
--	---

	<p>週3回以上、298朝食を抜くことが週3回以上、299お酒を飲む程度、3001日あたりの飲酒量、301睡眠で休養が得られている、302生活習慣を改善してみようと思う、303生活習慣(運動)を改善してみようと思う、304生活習慣(食事)を改善してみようと思う、305生活習慣(喫煙)を改善してみようと思う、306後期高齢者健診機関番号、307後期高齢者健診機関名称、308後期高齢者健診機関郵便番号、309後期高齢者健診機関所在地、310後期高齢者健診機関電話番号、311備考、312血清クレアチニン、313費ヘモグロビン、314費眼底KW、315費眼底H、316費眼底S、317費眼底SCOTT、318費眼底所見、319問診票提出月、320電話番号1、321アルブミン、322血小板数、323MCV、324MCH、325MCHC、326血液像検査、327令和元年度以前、328健康指導シート、329後期高齢者健診機関情報、330指導年月日、331回数、332保健指導実施者の職種、333支援区分、334支援開始時間、335支援時間、336医療機関受診勧奨、337医療機関受診、338特定保健指導申込、339継続・終了、340終了理由、341保健指導実施内容、342保健指導実施者、343生活習慣病のコントロール、344かかりつけ医と連携しての対応、345再勧奨状況、346健診年度、347特定保健指導委託、348未利用者フォロー、349CKDに関する保健指導、350指導前服薬開始、351受診勧奨内容、352指導種類、353指導段階、354本人との関わり、355対象区分、356糖尿病重症化予防に関する保健指導、357糖尿病での病院受診、358糖尿病に関する服薬、359医療機関での栄養指導、360食生活(継続)、361運動(継続)、362配布月、363糖尿病連携手帳、364眼科受診、365連絡可能な時間帯、366歯科受診、367取り組み目標、368社会参加、通い場の有無、369外出頻度、370体重変化(継続)、371口腔状況(継続)、372社会参加(継続)、373外出頻度(継続)、374保健指導実績、375指導実施日、376支援回数、37</p>
--	---

	7 把握手段、378 受診医療機関名、379 糖尿病、380 その他疾患、381 最近のHbA1c 数値、382 食事の取組み(継続)、383 運動の取組み(継続)、384 水分摂取(初回)、385 運動習慣(初回)、386 水分摂取(継続)、387 社会参加、388 外出頻度(初回)、389 食事の取組み(初回)、390 指導実績、391 初回、392 継続・評価、393 保健指導内容	
記録範囲	後期高齢者健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者(市が契約する医療機関、千葉県厚生農業協働組合連合会等)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者(印刷封入封緘業者、医療機関、保健指導業務委託事業者)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	各種保健指導事業ファイル（生保）
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき、医療保険に加入していないものに対して特定保健指導に相当する保健指導を実施するため
記録項目	1 西暦年度、2 受診日、3 受診日年齢、4 年度末年齢、5 受診時国保区分、6 受診券整理番号、7 受診券有効期限、8 医療機関名、9 請求日（月）、10 身長、11 体重、12 標準体重、13 BMI（医療機関測定）、14 腹囲、15 内臓脂肪判定、16 既往歴、17 具体的な既往歴、18 自覚症状、19 具体的な自覚症状、20 他覚症状、21 具体的な他覚症状、22 収縮期血圧（1回目）、23 収縮期血圧（2回目）、24 収縮期血圧（その他）、25 拡張期血圧（1回目）、26 拡張期血圧（2回目）、27 拡張期血圧（その他）、28 血圧分類、29 血圧判定、30 血圧要治療判定、31 尿蛋白、32 尿糖、33 尿潜血、34 採血時間（食後）、35 空腹時血糖、36 随時血糖、37 赤血球数、38 白血球数、39 貧血判定、40 貧血検査実施理由、41 血色素量（ヘモグロビン値）、42 ヘマトクリット、43 総蛋白、44 血清アルブミン、45 総コレステロール、46 HDLコレステロール、47 LDLコレステロール、48 中性脂肪（トリグリセリド）、49 脂質判定、50 脂質要治療判定、51 GOT値（AST）、52 GPT値（ALT）、53 γ -GTP値（GGT）、54 肝機能判定、55 肝機能要治療判定、56 クレアチニン、57 尿酸、58 血糖判定、59 血糖要治療判定、60 MCH値、61 MCV値、62 MCHC値、63 血小板、64 心電図所見の有無、65 心電図所見、66 心電図検査実施理由、67 眼底（キースワグナー分類）、68 眼底（シェイエ分類：H）、69 眼底（シェイエ分類：S）、70 眼底（SCOTT分類）、71 眼底（その他の所見）、72 眼底検査実施理由、73 メタボ判定（自動計算）、74 保健指導レベ

	<p>ル(自動計算)、75 要治療判定、76 医師の診断(判定)、77 健康診断を実施した医師の氏名、78 既往歴1(脳血管)、79 既往歴2(心血管)、80 既往歴3(腎不全・人工透析)、81 貧血、82 20歳からの体重変化、83 30分以上の運動習慣、84 歩行又は身体活動、85 歩行速度、86 喫煙、87 1年間の体重変化、88 食べ方1(速食い等)、89 食べ方2(就寝前)、90 食べ方3(夜食/間食)、91 食習慣、92 飲酒、93 飲酒量、94 睡眠、95 生活習慣の改善、96 保健指導を利用する、97 服薬1(血圧)、98 服薬2(血糖)、99 服薬3(脂質)、100 保健指導対象者グループ、101 特定健診機関番号、102 特定健診機関名称、103 特定健診機関郵便番号、104 特定健診機関所在地、105 特定健診機関電話番号、106 保険者番号、107 被保険者証等記号、108 被保険者証等番号、109 受診者氏名、110 受診者郵便番号、111 受診者住所、112 国保連から取込み、113 国保連からの取込み日、114 健診機関から取込み、115 健診機関からの取込み日、116 実施区分、117 受付日、118 自己負担有無、119 集団個別区分、120 特定高齢者候補区分、121 コースコード、122 支払先コード、123 削除FLG、124 ロックFLG、125 決済済みFLG、126 決済コース、127 眼底実施区分、128 心電図FLG、129 眼底検査(健診機関直接)、130 眼底検査(他医療機関直接)、131 評価実施日、132 電話番号、133 連絡可能な時間帯開始、134 連絡可能な時間帯終了、135 メールアドレス、136 特定保健指導の利用勧奨、137 医療機関受診の勧奨、138 疑われる疾病名、139 医師からのコメント(特記事項)、140 評価医師の氏名、141 特定保健指導の注意事項(コメント)、142 発券対象外、143 メタボリックシンドローム判定、144 血圧収縮期FLG、145 血圧拡張期FLG、146 受診時生保区分、147 費ヘマトクリット、148 費血色素量(ヘモグロビン値)、149 費赤血球数、150 費心電図所見の有無、151 費心電図所見、152 費心電図検査実施理由、153 費眼底(キースワグナー分類)、15</p>
--	--

	<p>4 費眼底 (シェイエ分類: H)、155 費眼底 (シェイエ分類: S)、156 費眼底 (SCOTT分類)、157 費眼底 (その他の所見)、158 費眼底検査実施理由、159 特定保健指導の注意事項、160 医師からのコメント、161 HbA1c (NGSP値)、162 eGFR、163 eGFR重症度、164 質問票提出月、165 電話番号2、166 連絡可能な時間帯開始2、167 連絡可能な時間帯終了2、168 問診票取り込み日、169 腹部超音波 (所見の有無)、170 腹部超音波 (所見)、171 眼圧検査 (右)、172 眼圧検査 (左)、173 肺機能検査 (努力肺活量)、174 肺機能検査 (1秒量)、175 肺機能検査 (1秒率)、176 肺機能検査 (%VC)、177 人間ドックフラグ、178 その他の法定検査、179 その他の法定検査 (半角)、180 手入力日、181 non-HDL コレステロール、182 眼底DAVIS、183 食事をかんで食べる時の状態、184 朝昼夕以外に間食や飲み物を摂取、185 eGFR (医療機関測定)、186 あなたの現在の健康状態、187 毎日の生活に満足しているか、188 1日3食きちんと食べているか、189 半年前より固いものが食べにくい、190 お茶や汁物等でむせることがある、191 半年で2~3kg以上の体重減少、192 以前より歩く速度が遅くなった、193 この1年間に転んだことがあるか、194 運動を週に1回以上しているか、195 物忘れがあると言われるか、196 何月何日かわからない時があるか、197 たばこを吸うか、198 週に1回以上は外出しているか、199 家族や友人と付き合いがあるか、200 体調が悪い時相談できる人がいる、201 BMI (自動計算)、202 健診結果、203 身体計測、204 診察、205 血圧等、206 血液検査、207 生化学検査、208 血糖検査、209 尿検査、210 心電図・眼底・医師の判断、211 心電図検査、212 眼底検査、213 医師の判断、214 人間ドック項目、215 問診、216 令和2年度以降、217 総合評価説明報告、218 費用決済、219 特定健診機関情報、220 受診者・保険証情報、221 データ取り込み情報、222 指導年月日、223 回数、224</p>
--	---

	<p> 保健指導実施者の職種、225 支援区分、226 支援開始時間、227 支援時間、228 医療機関受診勧奨、229 医療機関受診、230 特定保健指導申込、231 継続・終了、232 終了理由、233 保健指導実施内容、234 保健指導実施者、235 生活習慣病のコントロール、236 かかりつけ医と連携しての対応、237 再勧奨状況、238 健診年度、239 特定保健指導委託、240 未利用者フォロー、241 CKDに関する保健指導、242 指導前服薬開始、243 受診勧奨内容、244 指導種類、245 指導段階、246 本人との関わり、247 対象区分、248 糖尿病重症化予防に関する保健指導、249 糖尿病での病院受診、250 糖尿病に関する服薬、251 医療機関での栄養指導、252 食生活（継続）、253 運動（継続）、254 配布月、255 糖尿病連携手帳、256 眼科受診、257 連絡可能な時間帯、258 歯科受診、259 取り組み目標、260 社会参加、通い場の有無、261 外出頻度、262 体重変化（継続）、263 口腔状況（継続）、264 社会参加（継続）、265 外出頻度（継続）、266 保健指導実績、267 支援回数、268 把握手段、269 受診医療機関名、270 CKDについての説明（初回）、271 食事指導（初回）、272 運動指導（初回）、273 減塩の取り組み（初回）、274 水分摂取（初回）、275 運動習慣（初回）、276 腎疾患等（泌尿器含）、277 痛み止め、278 サプリメント、279 CKDについての相談（継続）、280 食事指導（継続）、281 運動指導（継続）、282 減塩の取り組み（継続）、283 水分摂取（継続）、284 運動習慣（継続）、285 食事（継続）、286 CKD種類、287 実施会場、288 指導実績、289 指導実施日、290 健診未受診理由（初回）、291 健診未受診その他理由（初回）、292 健診受診状況、293 生活指導（初回）、294 糖尿病、295 糖尿病コントロール、296 最近のHbA1c数値、297 食事の取組み（継続）、298 運動の取組み（継続）、299 糖尿病についての相談（継続）、300 生活指導（継続）、301 DM性腎症重症化予防プログラム、302 基準日年齢、303 保健指導機関コード、304 保健指導 </p>
--	--

	<p> 機関番号、305 保健指導機関名、306 保健指導機関 郵便番号、307 保健指導機関所在地、308 保健指導 機関電話番号、309 保健指導責任者名、310 保健指 導責任者職種、311 利用者氏名、312 利用者郵便番 号、313 利用券整理番号、314 特定健診受診券整理 番号、315 有効期限、316 実施時点、317 支援レベ ル、318 行動変容ステージ、319 保健指導コース名、 320 指導計画パターン、321 実施回数、322 実施 回数（個別支援A）、323 合計実施時間（個別支援A）、 324 実施回数（個別支援B）、325 合計実施時間（個 別支援B）、326 実施回数（グループ支援）、327 合計 実施時間（グループ支援）、328 実施回数（電話A）、3 29 合計実施時間（電話A）、330 実施回数（e-m a i l A）、331 実施回数（電話B）、332 合計実施時間 （電話B）、333 実施回数（e-m a i l B）、334 個 別支援Aポイント、335 個別支援Bポイント、336 グループポイント、337 電話Aポイント、338 電話 Bポイント、339 e-M a i l Aポイント、340 e -M a i l Bポイント、341 ポイント（支援A）、34 2 ポイント（支援B）、343 ポイント（合計）、344 継 続的支援予定期間、345 計画年月日、346 計画支援 形態、347 実施者の職種、348 保健指導機関から取 込み、349 保健指導機関からの取込み日、350 実施 予定日、351 支援の種類、352 時期（何ヶ月）、35 3 時期（何週間）、354 指導者職種、355 支援形態、 356 支援時間・回数、357 支援内容、358 実施ポイ ント、359 計画詳細、360 禁煙指導の実施回数、36 1 継続的な支援の終了日、362 脱退理由、363 実施 日、364 指導形態、365 保健指導担当者、366 保健 指導者職種、367 血圧（収縮期）、368 血圧（拡張期）、 369 備考、370 喫煙指導の有無、371 設定日時、3 72 設定日年齢、373 目標腹囲、374 目標体重、37 5 目標収縮期血圧、376 目標拡張期血圧、377 一日 の削減目標エネルギー量、378 一日の運動による目標 エネルギー量、379 一日の食事による目標エネルギー 量、380 行動目標、381 行動計画、382 変更理由、 </p>
--	---

	383目標設定	
記録範囲	一般健康診査・人間ドック・脳ドック対象者及び受診者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関、千葉県厚生農業協働組合連合会等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、医療機関、保健指導業務委託事業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	

備考	
----	--

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	予防接種業務 (ワクチン接種業務を含む)	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	1. 予防接種の実施及び未接種者への勧奨を行うため 2. 予防接種による健康被害の救済を図るため住民情報及び接種履歴を管理するため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 異動情報、9 口座情報、10 健康・病歴、11 障害、12 身体的特徴、13 予防接種歴、14 家庭状況、15 職業・職歴、16 資格、17 公的扶助	
記録範囲	予防接種を受けて、該当した項目	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集、民間事業者（市が契約する医療機関）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民間事業者（印刷封入封緘業者、及び医療機関）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法に基づき、国民健康保険に関する事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 識別番号等（個人番号含む）、6 連絡先（電話番号）、7 印影、8 診療報酬明細書情報、9 銀行口座、10 保険料情報、11 本籍、12 職業、13 公的扶助、14 健康・病歴、15 障害、16 社会保険加入状況、17 資産状況、18 収入状況、19 納税状況、20 親族関係、21 家庭状況
記録範囲	船橋市に住民登録を有したことがある者、県外の施設に入所し船橋市で被保険者資格を管理している者
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人、市の他機関、行政機関等、地方公共団体、民間事業者からの収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 ・ 納入通知書、口座振替依頼書、督促状、催告書、短期被保険者証の印刷業務受託者 ・ 特別徴収対象者の年金保険者 ・ 国・他の地方自治体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手	—

続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	国民年金情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づき、国民年金に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 識別番号等（個人番号含む）、6 連絡先、7 その他住民票関係情報、8 地方税関係情報、9 障害者福祉関係情報、10 生活保護・社会福祉関係情報、11 年金関係情報	
記録範囲	住民登録のある国民年金第1号被保険者及びその世帯主及び配偶者	
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人、市の他機関、行政機関等、地方公共団体、民間事業者からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 識別番号等（個人番号含む）、6 連絡先（電話番号）、7 印影、8 銀行口座、9 保険料情報、10 収入情報、11 年金情報、12 続柄	
記録範囲	船橋市で被保険者資格を有したことがある者、県外の施設に入所し船橋市で被保険者資格を管理している者	
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人、市の他機関、行政機関等、地方公共団体、民間事業者からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県後期高齢者医療広域連合 ・ 保険料納入通知書等印刷業務受託業者 ・ 日本年金機構 ・ 他の地方自治体 	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	学籍等情報ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部看護専門学校
個人情報ファイルの利用目的	受験者、学生（卒業生含む）、講師の管理
記録項目	<p>【受験者】 1 成績順位、2 受付日、3 入試区分（一般 or 推薦）、4 受験番号、5 氏名カナ、6 氏名、7 性別、8 生年月日、9 郵便番号、10 住所区分（市内等）、11 住所、12 電話番号、13 学校所在地区分（市内等）、14 出身高校コード、15 出身高校、16 評定平均、17 成績概評、18 欠席日数、19 卒業年月日、20 最終学歴、21 試験出欠、22 入学予定、23 備考、24 論文評価、25 合格不合格の別、26 現代文点数、27 数学点数、28 英語点数、29 総得点、30 一次順位、31 一次合格フラグ、32 面接評価、33 面接会場、34 面接組、35 補欠順位、36 補欠フラグ</p> <p>【学生】 1 学籍番号、2 氏名カナ、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 本籍地、7 自宅郵便番号、8 同住所、9 同電話番号、10 現住所郵便番号、11 現住所、12 同電話番号、13 通学区間、14 出身高校、15 最終学歴（高卒等）、16 卒業年月日、17 卒業番号、18 学年、19 回生、20 勤務先名、21 同所属、22 同郵便番号、23 同住所、24 同電話番号、25 市修学金決定番号、26 市貸付年月日、27 市身分異動事項、28 県修学金、29 県修学生番号、30 県貸付決定日、31 県届出決定事項、32 育英会奨学金、33 その他奨学金、34 異動内容、35 賞罰内容、36 国家試験受験番号、37 同未取得者情報、38 備考、39 旧姓かな、40 旧姓、41 休学有無、42 退学除籍日</p> <p>【講師】 1 常勤区分、2 職員 ID、3 採用年月日、4 氏名カナ、5 氏名、6 生年月日、7 役職、8 講師区分（外部等）、9 職業区分（医師等）、10 契約先区分（法人等）、11 委託期間、12 自宅郵便番号、13 同住所、14 同電</p>

	話番号、15 同 FAX 番号、16 携帯電話番号、17 メールアドレス、18 相手方登録番号、19 交通費、20 通勤経路、21 備考、22 勤務先名、23 同郵便番号、24 同住所、25 同電話番号、26 施設長氏名、27 同肩書、28 書類送付先、29 採点依頼送付先、30 勤務先備考、31 削除フラグ、32 退職日、33 休職フラグ、34 休職日、35 復職日	
記録範囲	船橋市立看護専門学校を受験した者、入学した者、同校で講師として勤務した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加	(実施なし)	

工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療法第 25 条第 1 項による立入検査事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医療法に基づく病院への立入検査にあたり、検査の資料とするため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 資格、5 資格の免許番号、6 免許取得年月日、7 雇用形態	
記録範囲	病院に勤務する医療従事者	
記録情報の収集方法	事業所から提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	診療所台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医療法に基づき診療所が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 資格、6 資格の免許番号、7 免許取得年月日、8 本籍・国籍、9 印影、10 職歴、11 学歴、12 賞罰	
記録範囲	診療所の開設者、管理者、勤務医師及び薬剤師	
記録情報の収集方法	事業者からの申請、届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	薬局台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づき薬局が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 資格の免許番号、5 免許取得年月日、6 印影、7 賞罰、8 健康・病歴、9 障害、10 雇用形態	
記録範囲	薬局の開設者、勤務する薬剤師及び登録販売者	
記録情報の収集方法	事業者からの申請、届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医薬品販売業台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づき薬局が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 資格の免許番号、5 免許取得年月日、6 印影、7 賞罰、8 健康・病歴、9 障害、10 雇用形態	
記録範囲	医薬品販売業の開設者、勤務する薬剤師及び登録販売者	
記録情報の収集方法	事業者からの申請、届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療機器販売業・貸与業台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づき薬局が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 資格の免許番号、5 免許取得年月日、6 本籍・国籍、7 印影、8 賞罰、9 健康・病歴、10 障害、11 雇用形態	
記録範囲	施設の開設者及び管理者	
記録情報の収集方法	事業者からの申請、届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	柔道整復師法に基づく施術所台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	柔道整復師法に基づき施術所が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 資格の免許番号、6 免許取得年月日、7 本籍・国籍、8 印影	
記録範囲	開設者及び勤務する柔道整復師	
記録情報の収集方法	事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき施術所が適切に運営されていることを把握するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 資格の免許番号、6 免許取得年月日、7 本籍、8 印影	
記録範囲	開設者及び勤務するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	
記録情報の収集方法	事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療安全相談記録票ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医療安全相談の内容を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 相談内容	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	本人等からの相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療系免許（医師、歯科医師、臨床検査技師、衛生検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士）申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医療系免許の新規申請、名簿（籍）訂正・書換え、再交付、返納申請等の手続き状況を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 資格、8 資格の免許番号、9 免許取得年月日、10 賞罰、11 成績・評価、12 健康・病歴、13 障害、14 親族関係、15 婚姻歴	
記録範囲	医療系免許の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省への経由事務	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医師・歯科医師・薬剤師届及び保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	医師・歯科医師・薬剤師等の統計調査の提出状況を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス、7 本籍・国籍、8 出身地、9 資格、10 資格の免許番号、11 免許登録年月日、12 職業・職歴、13 学業・学歴	
記録範囲	市内に居住又は従事する医療に係る資格保有者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省への経由事務	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	調理師・栄養士等免許事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	免許証交付等、及び免許等照合に必要な事項を収集するため。 （千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例）	
記録項目	1 名簿登録番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 本籍地、8 学業・学歴、9 資格、10 賞罰	
記録範囲	免許証交付等、及び免許等照合の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人による提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	2、7の各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、調理師法 施行令第11条第1項、栄養士法施行令第3条第1項及び第3項	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	－	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	【個人番号利用事務】特定医療費（指定難病）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	特定医療費の千葉県への申請、記載事項変更等の進達業務に必要なため。	
記録項目	1 受給者番号、2 氏名（受診者本人または保護者）、3 生年月日・年齢、4 住所（受診者本人または保護者）、5 電話番号（受診者本人または保護者）、6 続柄（保護者）、7 保険情報（受診者本人及び支給認定基準世帯員）、8 病名、9 療養状況、10 個人番号（受診者及び支給認定基準世帯員）、11 医療費受診情報、12 臨床調査個人票情報、13 所得情報（受診者本人及び支給認定基準世帯員）	
記録範囲	特定医療費等の申請、記載事項変更等を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び本人以外から収集（同一実施機関内部、国・他の地方公共団体、民間団体・私人（医療機関）、家族、保険者等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	難病相談事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	難病患者に対する療養生活支援に必要なため。 難病訪問相談員の委嘱に必要なため。	
記録項目	1 受給者番号、2 氏名（受診者本人または保護者）、3 生年月日・年齢、4 住所（受診者本人または保護者）、5 電話番号（受診者本人または保護者）、6 続柄（保護者）、7 保険情報（受診者本人及び支給認定基準世帯員）、8 病名、9 療養状況、10 医療受診情報、11 臨床調査個人票情報、12 職業・職歴、13 学業・学歴、14 健康・病歴、15 障害、16 身体的特徴、17 家庭状況、18 経済状況、19 介護・障害福祉サービス状況	
記録範囲	療養生活支援が必要な者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、及び本人以外から収集（同一実施機関内部、民間団体・私人（医療機関））	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	難病患者援助金ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	難病患者援助金の支給にあたり、該当者の審査・管理をするため。	
記録項目	1 受給者番号、2 氏名（受診者本人または保護者）、3 生年月日・年齢、4 住所（受診者本人または保護者）、5 電話番号（受診者本人または保護者）、6 病名、7 医療機関受診状況、8 振込口座（受診者本人または保護者）	
記録範囲	難病患者援助金の支給申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び本人以外から収集（同一実施機関内部、民間団体・私人（医療機関））	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	【個人番号利用事務】小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	小児慢性特定疾病医療費（国事業）支給事務や指定事務ならびに小児指定疾病医療費助成（市単事業）における該当者管理のため。	
記録項目	1 受給者番号、2 氏名（受診者本人または保護者）、3 生年月日・年齢、4 住所（受診者本人または保護者）、5 電話番号（受診者本人または保護者）、6 続柄（保護者）、7 保険情報（受診者本人及び支給認定基準世帯員）、8 病名、9 指定医療機関情報、10 個人番号（受診者及び支給認定基準世帯員）、11 医療意見書情報、12 所得情報（受診者本人及び支給認定基準世帯員）、13 医療機関受診状況、14 振込口座（受診者本人または保護者）	
記録範囲	小児慢性特定疾病医療費等の申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び本人以外から収集（同一実施機関内部、民間団体・私人（医療機関）、その他（千葉県国民保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金、家族、保険者等））	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

	するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変医療費助成事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究事業の千葉県への申請、記載事項変更等の進達業務に必要なため。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 保険情報、8 病名、9 医療受診情報、10 診断書情報、11 所得情報（世帯全員）、12 住民票情報（世帯全員）	
記録範囲	肝炎治療特別促進事業の申請、記載事項変更等を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申請及び本人以外から収集（同一実施機関内部、国・他の地方公共団体、民間団体・私人（医療機関）、家族、保険者等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	人口動態調査外字出現情報一覧表	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査票データを市から保健所に提出する際、氏名に外字が含まれていてオンライン提出ができない場合に紙調査票での提出を行っているため	
記録項目	1 氏名	
記録範囲	市内に居住する死亡者および出生者	
記録情報の収集方法	船橋市戸籍住民課からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	精神保健福祉相談事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉に関する相談・訪問の記録のため。 過去の相談者の記録簿の索引のため。	
記録項目	1 登録番号、2 氏名、3 生年月日・年齢、4 性別、5 個人番号、6 住所・本籍・国籍、7 電話番号、8 健康・病歴、9 把握経路、10 職業・職歴、11 学業・学歴、12 公的扶助、13 障害、14 身体的特徴、15 資産・収入・納税状況、16 親族関係、17 婚姻歴、18 家族状況	
記録範囲	精神保健福祉相談をした者	
記録情報の収集方法	本人、親族近隣等、各種相談機関、市の他の関係機関、国・他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県習志野保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	電話相談事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	電話相談記録のため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 性別、4 住所・本籍・国籍、5 電話番号、6 健康・病歴、7 把握経路、8 職業・職歴、9 学業・学歴、10 公的扶助、11 障害、12 身体的特徴、13 資産・収入・納税状況、14 親族関係、15 婚姻歴、16 家族状況	
記録範囲	電話相談をした者	
記録情報の収集方法	本人、親族近隣等、各種相談機関、市の他の関係機関、国・他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県習志野保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	精神障害者申請・通報事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法第 23 条、第 24 条の申請・通報受理に必要なため。（経由事務）	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 性別、4 住所・本籍・国籍、5 電話番号、6 健康・病歴、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 公的扶助、10 障害、11 身体的特徴、12 資産・収入・納税状況、13 親族関係、14 婚姻歴、15 家族状況	
記録範囲	申請および通報のあった精神障害者	
記録情報の収集方法	本人、親族近隣等、各種相談機関、医療機関、市の他の関係機関、国・他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県習志野保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療保護入院届・医療保護入院等定期病状報告ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法に基づく精神病院からの医療保護入院の届出及び医療保護入院・措置入院に関する定期病状報告に必要なため。（経由事務）	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 性別、4 住所・本籍・国籍、5 電話番号、6 健康・病歴、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 公的扶助、10 障害、11 身体的特徴、12 資産・収入・納税状況、13 親族関係、14 婚姻歴、15 家族状況、16 精神保健指定医氏名	
記録範囲	医療保護入院や措置入院・応急入院をした精神障害者	
記録情報の収集方法	本人、親族等、各種相談機関、市の他の関係機関、国・他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県精神保健福祉センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	医療保護入院者台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法に基づき、管内精神科病院に対し指導監督を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 入院種別、5 入院日、6 同意者、7 受理日、8 退院日、9 退院後、10 遅延、11 進達日	
記録範囲	医療保護入院をした者	
記録情報の収集方法	精神科医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県障害者福祉推進課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	措置入院者の症状消退届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所保健総務課	
個人情報ファイルの利用目的	精神保健福祉法に基づく精神科病院からの措置入院者の症状消退届の受理及び転院届の受理に必要なため。（経由事務）	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 措置入院年月日、5 健康・病歴、6 精神保健指定医氏名、7 措置解除後の処置、8 退院後帰住先・住所、9 訪問指導等の意見、10 障害福祉サービス等の活用に関する意見、11 主治医氏名	
記録範囲	措置入院をした者	
記録情報の収集方法	精神科医療機関、千葉県内保健所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県習志野保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	肝炎検査実施者台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所健康危機対策課	
個人情報ファイルの利用目的	肝炎ウイルス検査の受検履歴を確認するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 検査結果、5 実施日	
記録範囲	肝炎ウイルス検査を受検した者	
記録情報の収集方法	本人からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症対策ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所健康危機対策課
個人情報ファイルの利用目的	<p>新型コロナウイルス感染症に係る業務である、相談、検査、入院・入所・受診調整、患者管理、患者搬送、疫学調査、公表、自宅療養者支援、医療費助成、療養証明発行、健康観察等を行う必要があるため。</p> <p>また、クラスター発生時に疫学調査の資料となり、利用者の特定をするとともに、入所や自宅療養支援により必要に応じ連絡をするために、利用者の連絡先等を保管しておく必要があるため。</p>
記録項目	<p>1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 職業、6 勤務地・通勤地、7 判明日、8 発症日、9 電話番号、10 基礎疾患情報、11 妊娠の有無、12 喫煙歴、13 受診状況、14 処方状況、15 家族構成、16 ADLに関する情報、17 身長、18 体重、19 平熱、20 各アレルギー、21 ワクチンに関する情報、22 保険証情報・保険区分、23 国籍、24 言語、25（死亡した場合）基礎疾患・死因、26 検体コード、27 疑い患者・濃厚接触者等区分、28 検体の種類、29 検体採取日、30 検体採取場所、31 診断用PCR検査結果、32 変異株PCR検査結果、33 ゲノム解析結果、34 結果確定日、35 検体廃棄日</p>
記録範囲	<p>市民等、</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者（自宅療養者、入院患者、宿泊療養施設入所者、高齢者施設等の入所・従事者）、新型コロナウイルス感染症患者家族</p>
記録情報の収集方法	<p>本人・家族からの申請、</p> <p>医療機関からの報告、</p> <p>施設からの申告、</p> <p>市の他機関からの収集</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約医療機関（本人同意） ・ 契約業者 	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	美容所開設届許認可業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	美容所開設の届出等にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため	
記録項目	1 開設者住所、2 開設者氏名、3 開設者電話番号、4 開設者メールアドレス、5 管理美容師氏名、6 管理美容師住所、7 管理美容師修了証番号、8 美容師氏名、9 美容師免許証番号	
記録範囲	美容所の開設者及び従事者	
記録情報の収集方法	開設者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	理容所開設届許認可業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	理容所開設の届出等にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため	
記録項目	1 開設者住所、2 開設者氏名、3 開設者電話番号、4 開設者メールアドレス、5 管理理容師氏名、6 管理理容師住所、7 管理理容師修了証番号、8 理容師氏名、9 理容師免許証番号	
記録範囲	理容所の開設者及び従事者	
記録情報の収集方法	開設者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	クリーニング所開設届許認可業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	クリーニング所開設の届出等にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため	
記録項目	1 開設者住所、2 開設者氏名、3 開設者電話番号、4 開設者メールアドレス、5 開設者本籍、6 開設者生年月日、7 管理人氏名、8 管理人本籍、9 管理人生年月日、10 管理人住所、11 クリーニング師氏名、12 クリーニング師本籍、13 クリーニング師生年月日、14 クリーニング師住所、15 クリーニング師登録番号	
記録範囲	クリーニング所の開設者及び従事者	
記録情報の収集方法	開設者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	スズメバチの巣駆除受付ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	スズメバチの巣駆除受付業務を行うにあたり、営巣地の情報を把握するため	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス	
記録範囲	営巣地の所有者又は管理者	
記録情報の収集方法	所有者又は管理者からの申し込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	スズメバチの巣駆除業務の受託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	水道施設設置届出業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	水道施設設置の届出等にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため	
記録項目	1 設置者住所、2 設置者氏名、3 設置者電話番号、4 設置者メールアドレス、5 水道技術管理者氏名	
記録範囲	施設の設置者及び管理者	
記録情報の収集方法	設置者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	第一種動物取扱業登録業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	「動物の愛護及び管理に関する法律」により、第一種動物取扱業の登録申請書に必要な記載事項として定められているため。また、同法に第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない旨の記載があるため。	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4職業・職歴、5学業・学歴、6資格、7人格的利益を損なうおそれのある個人情報	
記録範囲	第一種動物取扱業の登録に係る申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	営業者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	収容動物管理業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	<p>船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 1 条に基づく引取りの際、氏名、住所等の確認が必要となるため。また、動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 1 項ただし書に定める「引取りを求める相当の事由」の確認の船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条第 4 項、第 5 項の規定による犬・猫等の返還申請を行わせるため。</p> <p>犬又は猫等の譲渡実施要領に基づき、氏名、年齢、住所等の確認を行うため。また、犬・猫を飼養する適正があるか健康・病歴、障害、職業、収入状況、家族構成の確認が必要なため。</p>	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 電話番号、4 健康・病歴、5 障害、6 収入状況	
記録範囲	犬猫等の引取り、返還又は譲渡申請者	
記録情報の収集方法	犬猫等の引取り、返還又は譲渡を求める者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公関係</p> <p>（所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	保護逸走動物管理業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	犬、猫等逸走保護情報の受付の際に、住所、氏名、電話番号を聞き、新たな情報が入り次第飼い主または保護主に連絡をするため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 電話番号、4 その他（動物の飼養状況）	
記録範囲	犬猫等の所有者又は逸走動物の保護者	
記録情報の収集方法	犬猫等の所有者又は逸走動物の保護者からの申し出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	苦情相談業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	動物に関する苦情及び相談業務の際、個人情報の基本的事項（住所、氏名、電話番号）のほか、飼い主の動物の飼養状況を確認するため。また、犬、猫の飼養相談（引取り含む）で、飼い主の年齢、健康状況、収入状況、家庭状況等の聞き取りを行うため。	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日・年齢、5健康・病歴、6障害、7家庭状況、8その他（動物の飼養状況）	
記録範囲	動物に関する苦情又は相談者	
記録情報の収集方法	動物に関する苦情又は相談者からの申し出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	畜犬登録業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づく犬の登録、鑑札発行、狂犬病予防注射票等の交付事務等を行うため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 電話番号、4 犬鑑札番号、5 注射済票番号、6 マイクロチップ番号、7 畜犬登録履歴、8 狂犬病予防注射履歴、9 公的扶助	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	犬の所有者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	食品衛生相談ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	食品等に関する苦情処理は、事例によっては食中毒調査に発展し行政処分に至る可能性があり、食中毒調査においては患者等の詳細な情報を取扱うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 学業・学歴、8 健康・病歴、9 家庭状況	
記録範囲	相談者、患者、食品等事業者	
記録情報の収集方法	相談者、患者、食品等事業者、医療機関からの届出及び報告徴収	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	食品営業許認可業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	食品営業許可の申請等にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 学業・学歴、8 資格、9 賞罰、10 成績・評価、11 親族関係	
記録範囲	食品等事業者	
記録情報の収集方法	食品等事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	食品衛生監視指導ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	食品従事者に対する衛生監視指導のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 健康・病歴	
記録範囲	食品等事業者	
記録情報の収集方法	食品等事業者からの届出及び報告徴収	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	食品営業届事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	食品営業届の受理にあたり法律上の要件に合致しているか判断するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 学業・学歴、6 資格、7 親族関係	
記録範囲	食品等事業者	
記録情報の収集方法	食品等事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	生活衛生相談処理業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健所衛生指導課	
個人情報ファイルの利用目的	生活衛生に関する市民等からの相談等に基づき、必要な助言・調査・指導を行うため	
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス	
記録範囲	相談や苦情の申出者や申出内容	
記録情報の収集方法	申出者への聞き取り等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 親族等の電話番号、7 介護保険制度における要介護度、8 身体障害者手帳の等級、9 療育手帳の判定、10 精神保健福祉手帳の等級、11 指定難病の有無と24時間人工呼吸器装着の有無、12 地域への情報提供の同意状況	
記録範囲	船橋市地域防災計画に基づく避難行動要支援者の基準に該当する者	
記録情報の収集方法	「介護保険制度所管課及び各手帳制度所管課、指定難病に関する事務の所管課からの提供」、「本人からの申告」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	船橋市消防団、警察、船橋市社会福祉協議会、同意確認書の発送業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住居確保給付事業申請者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住居確保給付金支給に関して、①支給対象となるかの審査②支給決定後に支給するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 性別、6 年齢、7 世帯数、8 離職日、9 離職期間、10 受給歴、11 家賃額、12 収入額、13 資産額、14 支給額、15 支給日、16 申請番号	
記録範囲	住居確保給付金の支給希望者	
記録情報の収集方法	「本人からの申告」 「物件保有者からの提供」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	住居確保給付事業業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自立相談支援事業相談者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立相談支援事業で支援するにあたって、相談者の状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス、7 本人との関係、8 相談内容、9 仕事、10 直近の失業日、11 勤務していた会社、12 勤務先、13 時給・月給、14 勤務期間・雇用期間、15 住居、16 家賃・ローン、17 健康保険、18 年金加入状況、19 婚姻、20 生活保護受給歴、21 ご家族について、22 借金・滞納について	
記録範囲	自立相談支援事業にかかる相談者	
記録情報の収集方法	「本人からの申告」 「家族からの相談」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	自立相談支援事業業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	物価高騰対策生活応援事業給付対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策生活応援事業対象者	
記録項目	1 管理番号、2 住民コード、3 世帯コード、4 続柄、5 宛名－郵便番号、6 宛名－住所、7 宛名－方書、8 宛名－氏名、9 対象者－カナ氏名、10 対象者－漢字氏名、11 対象者－生年月日、12 対象者－基準日時点住所＋全角スペース＋方書、13 不備フラグ、14 返戻、15 代理人区分、16 宛名フラグ、17 辞退フラグ、18 世帯内連番、19 停止フラグ、20 人数、21 データ作成日	
記録範囲	基準日（令和4年9月1日）時点で船橋市の住民基本台帳に記録されている者及び住民票はないが基準日においてDV等により船橋市内へ避難または措置されている者	
記録情報の収集方法	令和3年度及び4年度非課税世帯臨時給付金の対象者情報、住民基本台帳システムからの抽出、特定公的給付の指定を受けたことによる市民税課からの情報提供、情報提供ネットワーク（転入者等の他市課税者の課税情報）、本人からの申告、DV等支援機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	物価高騰対策生活応援事業業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金対象者 ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金対象者	
記録項目	1 管理番号、2 宛名番号、3 世帯番号、4 氏名、5 カナ氏名、6 郵便番号、7 住所、8 方書、9 電話番号、10 生年月日、11 性別、12 続柄、13 電話番号、14 貸付状況、15 世帯人数、16 世帯収入、17 資産額、18 金融機関口座情報、19 生活保護受給状況、20 支給額、21 審査状況	
記録範囲	船橋市の住民基本台帳に記録があり、社会福祉協議会より特例貸付を受けている者及び市外で貸付を受け、市内転入後に本人より貸付を受けていると申告があった者	
記録情報の収集方法	千葉県社会福祉協議会からの情報提供、本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 地域福祉課
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給における受給資格の有無を確認するため。
記録項目	1 管理番号、2 宛名番号、3 世帯番号、4 氏名、5 カナ氏名、6 続柄、7 性別、8 基準日時点住所、9 基準日時点住所コード、10 基準日時点方書、11 現住所、12 現住所コード、13 現方書、14 世帯状況、15 停止フラグ、16 不備フラグ、17 返戻、18 住民税均等割課税状況、19 転出日、20 支給区分、21 審査状況
記録範囲	基準日（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金①令和3年度分：令和3年12月10日②令和4年度分：令和4年6月1日、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金：令和4年9月30日）時点で船橋市の住民基本台帳に記録されている者及び住民票はないが基準日においてDV等により船橋市内へ避難または措置されている者、基準日以後に住民基本台帳に記録された者
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムからの抽出、特定公的給付の指定を受けたことによる市民税課からの情報提供、情報提供ネットワーク（転入者等の他市課税者の課税情報）、本人からの申告、DV等支援機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業業務受託者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
訂正及び利用停止に関する他	—

の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院）支給認定ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院）申請者・受給者等の管理のために利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 資格状態、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住民区分、7 郵便番号、8 住所、9 送付先情報、10 異動情報、11 個人番号、12 受給者番号、13 有効期間、14 申請者情報、15 保護者情報、16 申請日、17 申請内容情報、18 調査基準日、19 診断日、20 進達情報、21 結果受理日、22 判定結果、23 交付日、24 変更日、25 再認定・再交付日、26 返還日、27 所得判定年度、28 収入・所得・所得割額情報、29 重度かつ継続、30 医療機関情報、31 薬局情報、32 訪問看護情報、33 病名、34 備考、35 医返戻日	
記録範囲	自立支援医療（精神通院）申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、県からの審査結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	船橋市教育委員会（学務課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提	非該当	

案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳申請者等の管理のために利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 資格状態、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住民区分、7 郵便番号、8 住所、9 送付先情報、10 異動情報、11 申請者情報、12 保護者情報、13 旧住所・新住所、14 異動日、15 申請日、16 申請内容情報、17 進達情報、18 添付書類、19 結果受理日、20 判定結果、21 交付日、22 変更日、23 更新・再交付日、24 返還日、25 手帳番号、26 有効期限、27 等級、28 病名、29 備考、30 年金証書、31 医返戻日、32 年金照会先	
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、県からの審査結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	精神障害者入院医療費扶助費支給ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市精神障害者入院医療費扶助費申請者等の管理のために利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住民区分、6 郵便番号、7 住所、8 送付先情報、9 初回申請日、10 初回申請情報、11 変更申請日、12 変更情報、13 申請者情報、14 保険情報、15 廃止情報、16 口座情報、17 支払情報	
記録範囲	船橋市精神障害者入院医療費扶助申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害者等日常生活用具給付事業（個人番号利用事務）管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	日常生活用具費の支給決定時、利用者負担額の支給決定のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 性別、6 世帯情報、7 個人住民税情報、8 生活保護の受給状況	
記録範囲	「船橋市障害者等日常生活用具費支給申請書」を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	補装具給付事業（個人番号利用事務）管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	補装具費の支給決定時、利用者負担額の支給決定のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 世帯情報、6 個人住民税情報、7 生活保護の受給状況	
記録範囲	「船橋市補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	重度身体障害者等入浴サービス事業（個人番号利用事務） 管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	地域生活支援サービスの支給決定のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 電話番号、7 公的扶助、8 健康・病歴、9 障害、10 収入状況、11 課税状況、12 親族関係、13 婚姻歴、14 家庭状況、15 識別番号、16 職業、17 職歴、18 通院状況、19 入院状況	
記録範囲	「船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼支給額変更申請書」を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、家族からの申告 同一実施機関又は他の実施機関、国・他の地方公共団体、民間団体・私人（医療機関、施設職員）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護給付費等認定審査会運営事業管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付費等認定審査会の運営を行うために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 公的扶助、10 健康・病歴、11 障害、12 身体的特徴、13 主治医状況、14 収入状況、15 親族関係、16 婚姻歴、17 家庭状況、18 居住環境	
記録範囲	「介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、家族からの申告 同一実施機関又は他の実施機関、国・他の地方公共団体、民間団体・私人（医療機関、施設職員）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護給付費等の支給に関する支給決定情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、介護給付費等の支給を行うために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 公的扶助、10 健康・病歴、11 障害、12 身体的特徴、13 主治医状況、14 収入状況、15 課税状況、16 親族関係、17 婚姻歴、18 家庭状況、19 居住環境	
記録範囲	「介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、家族からの申告 同一実施機関又は他の実施機関、国・他の地方公共団体、民間団体・私人（医療機関、施設職員）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファ	非該当	

イルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ねたきり身体障害者等介護手当ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	ねたきり身体障害者等介護手当支給のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 振込口座、7 障害、8 介護認定状況、9 入所状況、10 家庭状況	
記録範囲	障害者本人、受給者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	船橋市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当の支給に関する規則第9条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	心身障害児福祉手当ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	心身障害児福祉手当支給該当者の管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 振込口座、7 職業・職歴、8 障害、9 家庭状況、10 収入状況	
記録範囲	障害者本人、受給者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	船橋市心身障害児福祉手当の支給に関する規則第8条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当（個人番号利用事務）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当受給資格者の把握のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 振込口座、8 職業・職歴、9 障害、10 親族関係、11 婚姻歴、12 家庭状況、13 収入状況	
記録範囲	受給者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	習志野健康福祉センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（昭和五十年政令第二百七号）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第13条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特別障害者手当（個人番号利用事務）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特別障害者手当の支給管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、 6 振込口座、7 障害、8 入所状況・入院状況、9 婚姻歴、 10 家庭状況、11 収入状況	
記録範囲	受給者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請 同一実施機関又は他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第35条による	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害児福祉手当（個人番号利用事務）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害児福祉手当の支給管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 振込口座、7 障害、8 入所状況、9 婚姻歴、10 家庭状況、11 収入状況	
記録範囲	受給者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請 同一実施機関又は他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第7条、8条による	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	知的障害者の援護の実施及び療育手帳交付事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	知的障害者資格管理及び療育手帳の作成のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 保護者、8 職業・職歴、9 学業・学歴、10 公的扶助、11 障害、12 親族関係、13 婚姻歴、14 家庭状況、15 行動の特徴、16 収入状況	
記録範囲	療育手帳申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請 同一実施機関又は他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童相談所、障害者相談センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	千葉県療育手帳制度実施要綱 第10条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	NHK放送受信料の免除証明書発行業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	日本放送協会放送受信料免除基準に基づきNHK放送受信料の全額・半額免除の要件に該当することを証明するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 障害、7 親族関係、8 課税状況	
記録範囲	NHK放送受信料免除申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本放送協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	身体障害者資格管理及び身体障害者手帳の作成（個人番号利用事務）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者資格管理及び身体障害者手帳の作成をするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 障害、8 親族関係	
記録範囲	身体障害者手帳交付申請をした者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	更生指導台帳取扱事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害、知的障害及び精神障害者の援護を実施するにあたり必要な事項を記録するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 資格、10 成績・評価、11 公的扶助、12 健康・病歴、13 障害、14 身体的特徴、15 親族関係、16 婚姻歴、17 家庭状況、18 行動の特徴、19 収入状況、20 課税状況	
記録範囲	身体障害者手帳を所持している者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請、他の実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	身体障害者福祉法第15条、第16条 身体障害者福祉法施行令第9条	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	福祉タクシー乗車券の交付ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者（児）、要介護者が通院等のためタクシー（指定した業者）を利用した場合のその料金の一部の助成管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 振込口座、7 障害、8 介護認定状況	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	身体障害者有料道路割引申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者有料道路割引証明審査のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、 6 自動車・ETC 関連情報、7 障害	
記録範囲	有料道路障害者割引申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本制度の実施主体（送付先は有料道路 ETC 割引登録係）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害者施設等通所交通費助成事業ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者施設等に通所している障害者に対し、交通費の一部の助成を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 障害、7 親族関係、8 振込口座、9 通所施設	
記録範囲	申請者（障害者）、介護者	
記録情報の収集方法	本人からの申請 通所施設	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費助成(個人番号利用事務)ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者が保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 振込口座、7 医療保険情報、8 障害、9 家族関係、10 婚姻歴、11 課税状況	
記録範囲	障害者本人	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請 同一実施機関又は他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	後期高齢者広域連合、国民健康保険団体連合、社会保険診療報酬支払基金	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（更生医療）費給付（個人番号利用事務）ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（更生医療）費を給付するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 医療保険情報、7 健康・病歴、8 障害、9 受診する医療機関、10 親族関係、11 婚姻歴、12 収入状況、13 課税状況	
記録範囲	受診者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	生活保護情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法に基づく生活保護事務の適正な執行のため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 本籍・国籍、8 印影、9 口座情報、10 健康・病歴、11 障害、12 親族関係、13 婚姻歴、14 家庭状況、15 職業・職歴、16 学業・学歴、17 資格、18 資産状況、19 収入状況、20 納税状況、21 人格的利益を損なうおそれのある個人情報	
記録範囲	相談受付票を提出した者及びその世帯員又は保護開始申請書を提出した者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	本人（世帯主）からの申請、同一実施機関又は他の実施機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	修学旅行支度金支給業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給要綱に基づく実施機関の支給状況等を把握するため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 口座情報、7 家庭状況	
記録範囲	船橋市被保護児童生徒修学旅行支度金支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人（世帯主）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	要保護世帯緊急援護資金貸付業務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市要保護世帯緊急援護資金貸付金要綱に基づく実施機関の貸付状況等を把握するため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 家庭状況、7 資産状況、8 収入状況	
記録範囲	要保護世帯緊急援護資金貸付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人（世帯主）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス事業所等指定管理システムファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部指導監査課	
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉サービス事業所の指定管理のため利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 電話番号、4 住所、5 資格	
記録範囲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定を受けている事業者の法人役員及び従業員	
記録情報の収集方法	事業者（所）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容に変更があった場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第46条第1項、第51条の2第1項及び第3項、第79条第3項、身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第百八十三号）第26条第2項、児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日（法律第百六十四号）第21条の5の2第3項、第24条の3第1項、第34条の3第3項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	施設等における苦情等に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部指導監査課	
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉施設等に関する苦情等に関する事実確認及び指導等の資料とするために利用する	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 資格、10 賞罰、11 公的扶助、12 健康・病歴、13 障害、14 身体的特徴、15 資産状況、16 収入状況、17 納税状況、18 親族関係、19 婚姻歴、20 家庭状況、21 人格的利益を損なうおそれのある個人情報	
記録範囲	障害福祉施設等の職員、利用者及び通報者	
記録情報の収集方法	電話、メール、窓口、実地（運営）指導及び監査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	介護保険サービス事業所指定管理情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部指導監査課	
個人情報ファイルの利用目的	介護サービス事業者等の指定等及び指導監査に関する業務を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 役職名、6 介護支援専門員番号	
記録範囲	介護保険法に基づく指定を受けている事業者の法人役員及び従業者	
記録情報の収集方法	介護保険法に基づく指定申請を行う法人又は変更届等届出を提出する法人・事業所及び市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、2及び4から6の各記録項目の内容に変更があった場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項、第78条の5第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項、第115条の5第1項、第115条の15第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	事故報告一覧表	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉サービス部指導監査課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険施設等の事故に関する事実確認及び指導等の資料とするため	
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 利用事業所名、4 事業所所在地、5 保険者名、6 事故内容、7 入院先病院名	
記録範囲	介護保険施設等から提出された事故報告書における事故の対象となった被保険者等	
記録情報の収集方法	事故報告書を提出する介護保険施設等からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	児童福祉施設等指導監査事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	認可保育所、小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園に対し、各法の規定（児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）に基づき行う指導監査において、施設職員や利用者の情報を確認する必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 職業・職歴、4 学歴・卒業年度、5 資格、6 収入状況	
記録範囲	監査対象期間に、対象施設に勤めている者	
記録情報の収集方法	指導監査の対象施設より収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	就学援助申請者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども家庭支援課	
個人情報ファイルの利用目的	学習支援事業の参加要件である就学援助の認定状況を確認するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 保護者氏名、4 住所、5 在籍学校名、6 学年、7 認定状況、8 認定取消日、9 支給決定日、10 世帯番号、11 児童生徒コード	
記録範囲	就学援助の認定を受けた者	
記録情報の収集方法	教育委員会学務課からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	学習支援事業業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども家庭支援課	
個人情報ファイルの利用目的	貸付審査、決定及び債権管理に必要なため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 本籍、9 国籍、10 口座、11 職業、12 学業、13 公的扶助、14 年金、15 健康病歴、16 資産状況、17 収入状況、18 親族関係、19 婚姻歴、20 家庭状況	
記録範囲	貸付を申請した者、連帯して債務を負っている者、連帯保証人及びそれらの債務を相続している者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他の機関からの収集、他市からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子・父子自立支援員ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども家庭支援課	
個人情報ファイルの利用目的	母子・父子自立支援相談業務を円滑に行うため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 本籍、9 国籍、10 職業、11 学業、12 資格、13 公的扶助、14 年金、15 健康病歴、16 資産状況、17 収入状況、18 納税状況、19 親族関係、20 婚姻歴、21 家庭状況	
記録範囲	母子・父子自立支援相談をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	準要保護世帯への臨時特別給付対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども家庭支援課	
個人情報ファイルの利用目的	当該給付金の認定・受給資格確認のために利用する	
記録項目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5電話番号、6口座、7職業・学歴、8公的扶助、9収入状況、10家庭状況	
記録範囲	準要保護世帯に対する臨時的な公的給付の支給対象になり得る者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他の機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市の他の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	女性相談相談者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部こども家庭支援課	
個人情報ファイルの利用目的	DV等の相談業務を適正に行うにあたり相談者の状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 電話番号、4 住所、5 婚姻関係、6 国籍、7 居住状況、8 医療保険、9 家族状況、10 DV分類、11 証明書発行・住基支援措置・離婚等状況、12 女性相談経過記録	
記録範囲	女性相談室にて相談を受け付けた者	
記録情報の収集方法	本人からの相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	関係市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 本籍、9 国籍、10 口座、11 職業、12 公的扶助、13 年金、14 健康病歴、15 障害、16 収入状況、17 親族関係、18 婚姻歴、19 家庭状況	
記録範囲	児童扶養手当の申請をした者とその扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋市教育委員会 ・ 千葉県水道局 ・ 地方自治体 	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地） 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費の助成対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費助成の認定・受給資格確認のために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 本籍、9 国籍、10 口座、11 公的扶助、12 加入保険情報、13 健康病歴、14 障害、15 収入状況、16 親族関係、17 婚姻歴、18 家庭状況	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費の助成の申請をした者とその扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	小中学校児童入学援助金対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	小中学校児童入学援助金における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 住所、5 電話番号、6 口座、7 公的扶助、8 学校名、9 収入状況、10 家庭状況	
記録範囲	小中学校児童入学援助金の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 住所、5 電話番号、6 口座、7 職業、8 公的扶助、9 学校名、10 婚姻歴、11 家庭状況	
記録範囲	母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	子ども医療費の助成対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成審査事務における資格審査及び自己負担金の決定のために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 口座、9 健康保険証、10 健康・病歴、11 親族関係、12 家庭状況、13 課税状況、14 所得状況	
記録範囲	子ども医療費助成制度の申請をした者とその配偶者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	子ども医療費助成制度の審査業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	児童手当対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 本籍、9 国籍、10 口座、11 職業、12 年金、13 健康保険証、14 収入状況、15 家庭状況、16 監護関係	
記録範囲	児童手当の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童手当の審査業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	船橋市生活困窮世帯等学習支援事業（案内通知） 対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮世帯に対する学習支援事業の対象者を確認のため利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 電話番号、7 公的扶助、8 収入状況	
記録範囲	中学生の児童がいる生活困窮世帯（ひとり親）	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	子育て世帯に対する臨時的な公的給付対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部子育て給付課	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯に対する臨時的な公的給付における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 電話番号、7 本籍、8 公的扶助、9 収入状況、10 親族関係、11 婚姻歴、12 家庭状況	
記録範囲	子育て世帯に対する臨時的な公的給付の支給対象になり得る者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	給付金の審査業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談室相談受付台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部児童相談所開設準備課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭児童相談室へ寄せられた相談について把握し、管理する必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 年齢、5 識別番号	
記録範囲	家庭児童相談室にて相談を受け付けた者	
記録情報の収集方法	本人からの相談、地域住民からの通告、市の他機関からの収集、他市自治体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	令和3年度以前分については、紙媒体で管理(受付日順)

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	児童記録票	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部児童相談所開設準備課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭児童相談、児童虐待相談にあたり、児童等の状況を把握する必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 職業・職歴、8 学業・学歴、9 公的扶助、10 健康・病歴、11 障害、12 身体的特徴、13 親族関係、14 婚姻歴、15 家庭状況、16 収入状況、17 所属情報	
記録範囲	家庭児童相談室にて相談を受け付けた者	
記録情報の収集方法	本人からの相談、地域住民からの通告、市の他機関からの収集、他市自治体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	基幹系端末での業務システム（児童総合福祉システム）内で管理している。

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	要保護児童対策地域協議会対象者進行管理台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部児童相談所開設準備課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭児童相談、児童虐待相談のあった児童等のうち、要保護児童対策地域協議会に登録された児童等に関する進行状況を管理するうえで必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 生年月日、5 住所、6 所属情報	
記録範囲	家庭児童相談室にて相談を受け付けた者	
記録情報の収集方法	本人からの相談、地域住民からの通告、市の他機関からの収集、他市自治体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	国「児童の状況確認調査」対象児童ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部児童相談所開設準備課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭児童相談、児童虐待相談にあたり、児童等の状況を把握する必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 定住日、6 本籍・国籍、7 転入前住所、8 転出先住所、9 異動事由、10 異動日・届出日、11 在留資格・期間、12 世帯主・続柄、13 世帯員	
記録範囲	国の「児童の状況確認調査」対象児童	
記録情報の収集方法	市の他機関からの収集、他市自治体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	基幹系端末内で管理している。

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	副食費等徴収システムファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部保育運営課	
個人情報ファイルの利用目的	公立保育園に在籍する副食費（3歳児以上）、使用済紙おむつ処分料、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収を行うため。	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3性別、4住所、5電話番号、6口座情報、7その他関連項目	
記録範囲	公立保育園に在籍したことのある児童、児童の保護者等	
記録情報の収集方法	児童の保護者からの申請、保育システムからの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	開示請求の窓口は総務法制課

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	DB,会計年度任用職員面接（登録）者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部保育運営課	
個人情報ファイルの利用目的	公立保育園で勤務する会計年度任用職員の選考データとして利用するため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 その他関連項目	
記録範囲	公立保育園で会計年度任用職員として勤務を希望する者	
記録情報の収集方法	面接時に本人から提出される書類（履歴書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	開示請求の窓口は総務法制課

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	保育 ICT システムファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部保育運営課	
個人情報ファイルの利用目的	保育園事務を円滑に行うため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 血液型、5 住所、6 健康保険証番号、7 平熱、8 アレルギー、9 持病・既往歴、10 かかりつけ医、11 健診・予防履歴、12 所属クラス、13 保護者氏名、14 保護者連絡先、15 保護者勤務先	
記録範囲	公立保育園に在籍実績のある児童、児童の保護者等	
記録情報の収集方法	児童の保護者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	開示請求の窓口は総務法制課

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	保育士養成修学資金借受者兼債権管理台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部保育入園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育士養成修学資金の貸付事務と債権管理に利用するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 最終学歴・職歴、6 学校名、7 勤務先名	
記録範囲	船橋市保育士養成修学資金貸付制度に係る誓約書を提出した者（平成27年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特定教育・保育給付及び施設等利用給付関係ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部保育入園課	
個人情報ファイルの利用目的	特定教育・保育給付及び施設等利用給付に係る事務に利用するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 特定個人番号、7 利用施設、8 課税情報、9 各種認定情報、10 給付情報、11 口座情報、12 生活保護受給情報、13 障害手帳交付情報	
記録範囲	船橋市教育・保育給付認定申請書または船橋市施設等利用給付認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集、県からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	利用施設 納付書発行事務受託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	放課後ルームの入所者一覧	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部地域子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	本人からの申請、市の他機関からの収集	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 放課後ルーム名、7 小学校名、8 障害有無、9 電話番号、10 金融機関名、口座番号及び口座名義人氏名、11 支払い状況、12 電話番号、13 支払い状況 等	
記録範囲	放課後ルーム申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他の機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	基幹系端末

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	放課後ルーム登退所管理システムによる出欠確認	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部地域子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	本人からの申請、市の他機関からの収集	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 放課後ルーム名、7 メールアドレス、8 登退所時刻、9 小学校名、10 在籍期間、11 二次元コードID	
記録範囲	放課後ルームを利用する児童	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他の機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	基幹系端末で扱っているデータを一部情報系端末に取り込んで運用

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害児通所給付費等関係ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部療育支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づく支給決定を行うため	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 健康・病歴、9 障害、10 身体的特徴、11 親族関係、12 婚姻歴、13 家庭状況、14 その他、15 職業・職歴、16 学業・学歴、17 公的扶助、18 資産状況、19 収入状況、20 納税状況	
記録範囲	受給者（保護者）及び対象児童とその家族	
記録情報の収集方法	受給者（保護者）からの申請、同一実施機関内部からの提供、他の地方公共団体からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国保連	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害児相談支援給付費等関係ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部療育支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づく支給決定を行うため	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 印影、8 障害、9 親族関係	
記録範囲	受給者（保護者）及び対象児童とその家族	
記録情報の収集方法	受給者（保護者）からの申請、同一実施機関内部からの提供、他の地方公共団体からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国保連	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	こども発達相談センター利用者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども家庭部療育支援課	
個人情報ファイルの利用目的	こどもの発達に係る相談及び指導のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 印影、8 健康・病歴、9 障害、10 身体的特徴、11 親族関係、12 婚姻歴、13 家庭状況、14 職業・職歴、15 公的扶助	
記録範囲	センター利用者（児童及び保護者）	
記録情報の収集方法	施設での相談記録や検査結果、医療機関等からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関、学校、保護者等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	省エネ設備等補助金交付者一覧ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	省エネ設備等補助金交付に係る審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 補助金交付年度、2 氏名、3 補助金交付対象機器、4 住所	
記録範囲	過去に市が実施する省エネ設備等補助金の交付を受けた者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	省エネ設備等補助事業は平成21年度より実施。 件数：約2900件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	公害等相談記録ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境保全課	
個人情報ファイルの利用目的	公害等に関する相談について、概要及び対応状況を整理する。	
記録項目	1 相談者氏名、2 相談者住所、3 相談者連絡先、4 相談の趣旨、5 発生源名称、6 発生源住所、7 発生源連絡先、8 対応内容、9 経過	
記録範囲	相談者、発生源	
記録情報の収集方法	聴き取り、メール等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 23 年～3,000 件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳データベース	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部環境保全課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽法に基づく、浄化槽の設置状況及び維持管理状況の把握。	
記録項目	1 氏名、2 住所（浄化槽の設置等の届出は届出者の多くが個人であり、氏名、住所の記載がある）、3 法定検査結果の報告、4 保守点検、5 清掃（汚泥の引き抜き）に関する情報	
記録範囲	届出をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県環境生活部水質保全課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 15 年～10,000 件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	霊園等管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	船橋市環境部環境保全課	
個人情報ファイルの利用目的	市営霊園及び霊堂の管理・運営のため	
記録項目	1 識別番号（使用者番号）、2 氏名、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 本籍地・筆頭者	
記録範囲	使用者本人及び他の市町村	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	株式会社ワイイーシーソリューションズ（システム保守業務及び納入通知書等印刷業務の受託業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 18 年～25,000 件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	野焼き・不法投棄等情報管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部廃棄物指導課	
個人情報ファイルの利用目的	野焼き・不法投棄等の処理経過を管理するため	
記録項目	1 不法行為内容、2 発生源情報、3 行為者の氏名、4 行為者の住所、5 行為者の電話番号、6 廃棄物情報、7 苦情内容、8 苦情者の氏名、9 苦情者の住所、10 苦情者の電話番号、11 立入検査内容、12 指導内容	
記録範囲	野焼き・不法投棄の行為者、苦情者	
記録情報の収集方法	行為者からの聞き取り、苦情者からの聞き取り、住民基本台帳による照会、他行政機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成15年から約3000件の不法投棄・野焼きデータ簿冊の保存年数10年

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	P C B使用自家用電気工作物掘り起こし調査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部廃棄物指導課	
個人情報ファイルの利用目的	P C Bを使用した自家用電気工作物を掘り起こすため	
記録項目	1 事業所に関する事、2 調査の送付先に関する事、3 調査の状況、4 回答者の氏名、5 回答に関する事、6 電気主任技術者の氏名、7 電気主任技術者の住所、8 電気主任技術者の電話番号、9 自家用電気工作物に関する事、10 調査に対する問い合わせに関する事、11 調査の結果に関する事	
記録範囲	自家用電気工作物の届出をした者及びその関係者	
記録情報の収集方法	提供を受けた電気事業法に基づく届出データ、職員による調査、業務委託による調査、調査対象からの回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 28 年から約 2,000 件の自家用電気工作物の届出に関するデータ 令和 9 年 3 月 31 日の低濃度処分期限 簿冊の保存年数 20 年

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	P C B使用安定器掘り起こし調査ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部廃棄物指導課	
個人情報ファイルの利用目的	P C Bを使用した安定器を掘り起こすため	
記録項目	1 建物の登記に関すること、2 調査対象者の氏名、3 調査対象者の住所、4 調査対象建物に関すること、5 所有者の氏名、6 所有者の住所、7 所有者の電話番号、8 回答の状況、9 調査の状況、10 事業所に関すること、11 P C B廃棄物の状況に関すること、12 回答者の氏名、13 回答者の電話番号、14 回答の内容、15 電気主任技術者の氏名、16 電気主任技術者の住所、17 電気主任技術者の電話番号、18 担当者の氏名、19 担当者の電話番号、20 相談した電気工事業者等の事業者名、21 20の担当者名、22 20の担当者電話番号	
記録範囲	昭和52年3月以前建築の建物の関係者	
記録情報の収集方法	提供を受けた家屋課税台帳データ、提供を受けた登記情報、職員による調査、業務委託による調査、調査対象からの回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 30 年から約 6,000 件の建物に関するデータ 令和 9 年 3 月 31 日の低濃度処分期限 簿冊の保存年数 20 年

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	産業廃棄物情報管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部廃棄物指導課	
個人情報ファイルの利用目的	廃棄物処理法及び土砂条例に係る許可申請審査事務における本人の資格審査のため	
記録項目	1 氏名、2 役職、3 生年月日、4 住所、5 本籍、6 性別、7 行政処分を受けた年月日、8 行政処分内容	
記録範囲	廃棄物処理法及び土砂条例に係る申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、他行政機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 15 年から約 7000 件全国の欠格等による事業停止・ 取消しデータ 月に 1~2 件警察等からの問い合わせあり

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	粗大ごみ受付事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	粗大ごみの戸別収集申込に基づく収集作業及び内容記録のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 受付日、5 収集日、6 粗大ごみの種類、7 粗大ごみの数、8 粗大ごみ処理券の枚数	
記録範囲	粗大ごみ収集申込者	
記録情報の収集方法	本人からの申請（電話、FAX、電子メール）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	粗大ごみ収集運搬委託業務受託業者（2社）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	年間約 13 万件 平成 22 年～業務システムにより管理

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	粗大ごみ処理券交付簿	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護世帯からの粗大ごみ処理券交付申請内容及び交付内容を記録するため。	
記録項目	1 番号、2 收受日、3 交付日、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 処理券番号、8 申請枚数、9 引渡日	
記録範囲	粗大ごみ処理券申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請（申請書の提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 29 年度～約 3,000 件 文書保存期間：5 年

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	廃棄物減量等推進員ファイル(平成15年度以降)	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	廃棄物減量等推進員の組織管理等のために利用する。	
記録項目	1 整理番号（全体通し番号）、2 地区名、3 No（地区別通し番号）、4 名前、5 ふりがな、6 性別、7 郵便番号、8 住所、9 電話番号、10 所属（町会・自治会等）、11 再任、12 生年月日、13 委嘱日、14 状態（死亡等）、15 備考、16 年齢	
記録範囲	船橋市廃棄物減量等推進員届出書が提出された者	
記録情報の収集方法	船橋市自治会連合協議会 地区連絡協議会会長からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	各期(2年に1回委嘱)約550件から700件 平成15年度以降合計約6,300件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	廃棄物減量等推進員表彰対象者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	廃棄物減量等推進員の個人表彰対象者管理のために使用する。	
記録項目	1 地区名、2 番号、3 氏名、4 ふりがな、5 郵便番号、6 住所、7 所属、8 委嘱期	
記録範囲	船橋市廃棄物減量等推進員届出書が提出された者	
記録情報の収集方法	船橋市自治会連合協議会 地区連絡協議会会長からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成7年度～約3,600件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	共同住宅等の建築にあたっての協議ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	協議内容等の管理及び通知書発送のために利用する。	
記録項目	1 年度、2 番号、3 通知月、4 通知日、5 文書番号、6 変更協議、7 受付日、8 事業主住所、9 事業主名、10 代表者職氏名、11 事業主電話番号、12 建設地番、13 担当者住所、14 担当者事務所名、15 担当者名、16 連絡先、17 代理人、18 代理人連絡先、19 建設面積、20 事業目的、21 戸数、22 将来合計戸数、23 ジャンル、24 備考	
記録範囲	共同住宅等の建築にあたっての協議書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成 16 年度～約 3,000 件

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	し尿収集手数料管理ファイル
行政機関等の名称	船橋市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部クリーン推進課
個人情報ファイルの利用目的	し尿収集実績の記録、手数料の賦課及び収納状況の管理のため。
記録項目	<p>【M し尿宛名(し尿宛名用のマスタ)】</p> <p>1 し尿宛名コード、2 カナ名、3 漢字名、4 市内市外区分、5 町丁コード、6 番、7 棟、8 号、9 市町村コード、10 住所、11 方書、12 電話番号、13 郵便番号、14 生年月日、15 登録日、16 登録者、17 登録日時、18 修正者、19 修正日時</p> <p>【M し尿宛名履歴(し尿宛名の履歴を格納)】</p> <p>1 し尿宛名コード、2 履歴番号、3 更正日、4 し尿宛名履歴理由、5 カナ名、6 漢字名、7 市内市外区分、8 町丁コード、9 番、10 棟、11 号、12 市町村コード、13 住所、14 方書、15 電話番号、16 郵便番号、17 生年月日、18 登録日、19 登録者、20 登録日時、21 修正者、22 修正日時</p> <p>【M 住基(住基マスタ)】</p> <p>1 宛名コード、2 世帯番号、3 カナ名、4 漢字名、5 市内市外区分、6 町丁コード、7 住所フラグ、8 番、9 棟、10 号、11 市町村コード、12 住所、13 方書、14 電話番号、15 郵便番号、16 生年月日、17 性別区分、18 消除事由、19 死亡区分、20 DV 区分、21 住登外区分、22 登録者、23 登録日時、24 修正者、25 修正日時</p> <p>【M 住基_再取込前(住基連携障害時に使用した作業マスタ)】</p> <p>1 宛名コード、2 世帯番号、3 カナ名、4 漢字名、5 市内市外区分、6 町丁コード、7 住所フラグ、8 番、9 棟、10 号、11 市町村コード、12 住所、13 方書、14 電話番号、15 郵便番号、16 生年月日、17 性別区分、18 消除事由、19 死亡区分、20 DV 区分、21 住登外区分、</p>

	<p>2 2 登録者、2 3 登録日時、2 4 修正者、2 5 修正日時 【T 仮申込(公社の申込データを一時格納するテーブル)】 1 収集番号、2 請求先氏名、3 収集場所、4 年度、5 枚数、 6 登録者、7 登録日時、8 修正者、9 修正日時 【T 過誤納(過誤納情報を格納するテーブル)】 1 収集番号、2 調定年度、3 課税年度、4 期別、5 収集日、 6 過誤発生時情報_発還付充当理由、7 過誤発生時情報_過誤納発生日、8 過誤発生時情報_発歳入歳出区分、9 過誤発生時情報_発現過区分、1 0 過誤発生時情報_発調定額、1 1 過誤発生時情報_発調消費税、1 2 過誤発生時情報_発収納額、1 3 過誤発生時情報_発過誤納額、1 4 済通知情報1_歳入年度、1 5 済通知情報1_現年過年区分、1 6 済通知情報1_収入日、1 7 済通知情報1_束NO、1 8 済通知情報1_連番、1 9 済通知情報1_OP区分、2 0 済通知情報1_入力区分、2 1 済通知情報1_請求方法、2 2 済通知情報1_銀行コード、2 3 済通知情報1_支店コード、2 4 済通知情報1_収納額、2 5 済通知情報1_徴収金発生事由、2 6 済通知情報2_歳入年度、2 7 済通知情報2_現年過年区分、2 8 済通知情報2_収入日、2 9 済通知情報2_束NO、3 0 済通知情報2_連番、3 1 済通知情報2_OP区分、3 2 済通知情報2_入力区分、3 3 済通知情報2_請求方法、3 4 済通知情報2_銀行コード、3 5 済通知情報2_支店コード、3 6 済通知情報2_収納額、3 7 済通知情報2_徴収金発生事由、3 8 完結フラグ、3 9 還付充当区分、4 0 還付理由、4 1 還付額、4 2 還付処理日、4 3 還付 NO1_歳入歳出区分、4 4 還付 NO1_通年度、4 5 還付 NO1_通連番、4 6 還付 NO2_歳入歳出区分、4 7 還付 NO2_通年度、4 8 還付 NO2_通連番、4 9 作成年月日、5 0 通知年月日、5 1 再通知年月日、5 2 完結年月日、5 3 再処理年月日、5 4 支払方法区分、5 5 振込先銀行コード、5 6 振込先支店コード、5 7 振込先口座種別、5 8 振込先口座番号、5 9 振込先口座名義人カナ、6 0 充当理由、6 1 充当額、6 2 充当処理日、6 3 充当元_収集番号、6 4 充当元_調定年度、6 5 充当元_課税年度、6 6 充当元_期別、6 7 充当元_収集日、6 8 充当先_収集番号、6 9 充当先_調定年度、7 0 充</p>
--	---

	<p>当先_課税年度、7 1 充当先_期別、7 2 充当先_収集日、7 3 充当先_未納額、7 4 登録者、7 5 登録日時、7 6 修正者、7 7 修正日時、7 8 済通知情報1_領収日、7 9 済通知情報2_領収日</p> <p>【T 減免(減免情報を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 宛名コード、3 減免区分、4 漢字名、5 性別、6 生年月日、7 開始年月、8 終了年月、9 処理日、1 0 変更理由、1 1 届出者区分、1 2 登録者、1 3 登録日時、1 4 修正者、1 5 修正日時</p> <p>【T 口座振替結果(口座振替結果を格納するテーブル)】</p> <p>1 処理年月、2 法廷納期限、3 銀行コード、4 支店コード、5 税目コード、6 業務専用キー、7 税目、8 調定年度、9 期別、1 0 口座区分、1 1 チェックビット1、1 2 整理番号、1 3 チェックビット2、1 4 納付金額、1 5 チェックビット3、1 6 預金種目、1 7 口座番号、1 8 口座氏名、1 9 銀行名、2 0 支店名、2 1 振替結果コード、2 2 束、2 3 連番、2 4 余白</p> <p>【T 収集伝票(収集伝票の情報を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 年度、3 連番、4 処理日時、5 申込区分、6 郵送先宛先コード、7 請求先コード、8 伝票送付先区分、9 収集場所住所、1 0 収集場所氏名、1 1 住所説明、1 2 宛先郵便番号、1 3 宛先住所、1 4 氏名説明、1 5 宛先氏名、1 6 カスタマバーコード、1 7 市内市外区分、1 8 月、1 9 回数、2 0 請求先氏名、2 1 市施設名、2 2 住所、2 3 枚数、2 4 補助枚数、2 5 登録者、2 6 登録日時、2 7 修正者、2 8 修正日時</p> <p>【T 申込(申込情報を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 申込区分、3 申込日、4 開始年月、5 窓口区分、6 収集場所_町丁コード、7 収集場所_番、8 収集場所_棟、9 収集場所_号、1 0 収集場所_方書、1 1 収集場所_電話番号、1 2 最終収集依頼日、1 3 最終収集年月、1 4 最終収集回目、1 5 市施設名、1 6 登録者、1 7 登録日時、1 8 修正者、1 9 修正日時</p> <p>【T 申込異動(委託者との申込情報の異動を格納するテーブル)】</p> <p>1 出力日時、2 収集番号、3 処理日時、4 最終収集有無、</p>
--	---

	<p>5 実施年月、6 実施日、7 実施回目、8 申込区分、9 申込異動区分、10 復活中止区分、11 電話、12 発券枚数、13 新__請求先コード、14 新__カナ、15 新__漢字、16 新__町丁コード、17 新__住所フラグ、18 新__番、19 新__棟、20 新__号、21 新__住所、22 新__方書、23 新__月、24 新__回数、25 旧__請求先コード、26 旧__カナ、27 旧__漢字、28 旧__町丁コード、29 旧__住所フラグ、30 旧__番、31 旧__棟、32 旧__号、33 旧__住所、34 旧__方書、35 旧__月、36 旧__回数</p> <p>【T 申込歴_口座(申込の口座情報の変更履歴を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 履歴 No、3 更正日、4 請求開始年月、5 請求方法、6 銀行コード、7 支店コード、8 口座種別、9 口座番号、10 口座名義人カナ、11 登録者、12 登録日時、13 修正者、14 修正日時</p> <p>【T 申込歴_申込者送付先(申込の送付先の変更履歴を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 履歴 No、3 更正日、4 請求先コード、5 請求先電話、6 送付先コード、7 送付先電話、8 伝票送付先区分、9 請求先変更理由、10 登録者、11 登録日時、12 修正者、13 修正日時</p> <p>【T 申込歴_人員回数(申込の人員回数の変更履歴を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 履歴 No、3 更正日、4 月回開始年月、5 月、6 回数、7 回数変更フラグ、8 人員開始年月、9 人員、10 人員変更フラグ、11 変更理由、12 届出者区分、13 届出方法区分、14 届出者カナ、15 届出者電話、16 登録者、17 登録日時、18 修正者、19 修正日時</p> <p>【T 申込歴_復活中止(申込の復活、中止履歴を格納するテーブル)】</p> <p>1 収集番号、2 履歴 No、3 更正日、4 復活中止区分、5 復活開始年月、6 中止日、7 復活中止備考、8 届出者区分、9 届出方法区分、10 届出者カナ、11 届出者電話番号、12 登録者、13 登録日時、14 修正者、15 修正日時</p> <p>【T 特記事項(特記事項を格納するテーブル)】</p>
--	---

	<p>1 収集番号、2 連番、3 処理日、4 特記事項、5 特記理由、6 開始年度、7 開始期別、8 開始収集日、9 終了年度、10 終了期別、11 終了収集日、12 債権者の財産、13 履行期間、14 債権の徴収、15 担保、16 その他備考、17 納付制約日、18 特記事項入力区分、19 登録者、20 登録日時、21 修正者、22 修正日時</p> <p>【T 賦課(賦課テーブル)】</p> <p>1 ロケキー、2 済区分、3 収集番号、4 調定年度、5 課税年度、6 期別、7 収集日、8 申込区分、9 完納フラグ、10 賦課額、11 消費税、12 調定日、13 請求方法、14 銀行コード、15 支店コード、16 口座種別、17 口座番号、18 口座名義人カナ、19 口座不能フラグ、20 更正日、21 納期限、22 督促発送日、23 催告回数、24 完結フラグ、25 還付充当区分、26 賦課更正理由、27 月1、28 回数1、29 人員1、30 減免区分1、31 減額人員1、32 処理量1、33 人員量料金1、34 収集回数1、35 回数金額1、36 減額1、37 月別金額1、38 月2、39 回数2、40 人員2、41 減免区分2、42 減額人員2、43 処理量2、44 人員量料金2、45 収集回数2、46 回数金額2、47 減額2、48 月別金額2、49 時効処理日、50 消除フラグ、51 時効日付、52 時効中断、53 執行停止日、54 欠損日、55 繰越区分、56 繰越済区分、57 督促停止区分、58 催告停止区分、59 時効日付延長区分、60 更正前賦課額、61 登録者、62 登録日時、63 修正者、64 修正日時</p> <p>【T 賦課更正歴(賦課更正の履歴を格納するテーブル)】</p> <p>1 ロケキー、2 済区分、3 収集番号、4 調定年度、5 課税年度、6 期別、7 収集日、8 履歴 No、9 申込区分、10 完納フラグ、11 賦課額、12 消費税、13 調定日、14 請求方法、15 銀行コード、16 支店コード、17 口座種別、18 口座番号、19 口座名義人カナ、20 口座不能フラグ、21 更正日、22 納期限、23 督促発送日、24 催告回数、25 完結フラグ、26 還付充当区分、27 賦課更正理由、28 月1、29 回数1、30 人員1、31 減免区分1、32 減額人員1、33 処理量1、34 人員量料金1、35 収集回数1、36 回数金額1、37 減額1、38</p>
--	--

	<p>月別金額 1、3 9月 2、4 0 回数 2、4 1 人員 2、4 2 減免区分 2、4 3 減額人員 2、4 4 処理量 2、4 5 人員量料金 2、4 6 収集回数 2、4 7 回数金額 2、4 8 減額 2、4 9 月別金額 2、5 0 時効処理日、5 1 消除フラグ、5 2 時効日付、5 3 時効中断、5 4 執行停止日、5 5 欠損日、5 6 繰越区分、5 7 繰越済区分、5 8 督促停止区分、5 9 催告停止区分、6 0 時効日付延長区分、6 1 更正前賦課額、6 2 登録者、6 3 登録日時、6 4 修正者、6 5 修正日時</p> <p>【生活保護システムデータ】</p> <p>1 状態区分、2 個人番号、3 ケース番号、4 員番号、5 氏名カナ、6 氏名漢字、7 性別、8 生年月日、9 保護開始日、1 0 保護廃止日、1 1 保護停止日、1 2 保護停止解除日、1 3 異動日、1 4 住所コード、1 5 住所名称、1 6 住所方書、1 7 世帯主氏名、1 8 単給併給区分コード、1 9 担当員名、2 0 開始決裁日、2 1 廃止決裁日、2 2 停止決裁日、2 3 停止解除決裁日</p>	
記録範囲	し尿収集申請書が提出された者	
記録情報の収集方法	対象世帯からの申請（申請書提出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	船橋市清美公社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係</p> <p>（所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提	-	

案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	平成9年～約126万件 業務システムにより管理

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	障害者就労支援情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者職場実習奨励金、障害者職場実習先開拓事務のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 障害種別	
記録範囲	障害者職場実習奨励金申請書を提出した者。障害者職場実習奨励金の対象となる職場実習を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、奨励金申請者（法人）からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	融資情報ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市融資制度における融資受付事務、利子・保証料補給事務のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日	
記録範囲	船橋市融資制度の利用者	
記録情報の収集方法	銀行および船橋商工会議所からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	特定退職金共済掛金補助金ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	特定退職金共済掛金補助金を交付するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業・職歴	
記録範囲	特定退職金共済団体である公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターと退職金共済契約を締結した事業主および加入者	
記録情報の収集方法	（公財）船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターからの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税寄附情報管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税寄附者へ寄附金受領証明書および返礼品を送付するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 メールアドレス、5 性別、6 生年月日、7 寄附方法、8 支払い方法、9 寄附年月日、10 寄附金額、11 選択した返礼品	
記録範囲	ふるさと納税寄附者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税寄附者の住所地の自治体に対してワンストップ特例申請通知を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4メールアドレス、5性別、6生年月日、7寄附年月日、8寄附金額、9個人番号	
記録範囲	ふるさと納税寄附者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症対策事業者向け助成金等申請管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工振興課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症対応に係る助成金等を交付するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 メールアドレス	
記録範囲	助成金等の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市場見学応募者リスト	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地方卸売市場総務課	
個人情報ファイルの利用目的	①市場見学ツアー「わくわく市場探検隊」応募受付のため ②当落通知を作成するため	
記録項目	1氏名、2年齢、3住所、4郵便番号、5連絡先	
記録範囲	わくわく市場探検隊の応募者（平成26年度以降）	
記録情報の収集方法	郵送による本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	◆市場へおいでよ！生き生き料理教室応募者名簿（H24年～）	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地方卸売市場総務課	
個人情報ファイルの利用目的	①参加者の確認及び重複応募の確認のため ②当落通知を作成するため	
記録項目	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話番号	
記録範囲	教室の応募者（平成24年度以降）	
記録情報の収集方法	応募はがきによる本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	都市計画証明	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	都市計画決定事項の証明書を交付する対象を把握するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 印影	
記録範囲	証明願を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	都市計画法第53条許可申請事務	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	都市計画施設の事業に関して将来円滑な施行を確保するために設置される建築物を把握し許可する事務に利用するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4印影	
記録範囲	申請を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	【最新】地区計画 ※アクセスファイル名	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	地区計画の区域内における行為の届出管理事務のため利用する	
記録項目	1氏名	
記録範囲	届出を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	地区計画の区域内における行為の届出綴	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	地区計画の区域内における行為の届出管理事務のため利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	届出を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	屋外広告物の規制	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	屋外広告物の規制に関する事務に利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 資格、5 生年月日	
記録範囲	申請を提出した者、管理者や業務主任者として登録された者	
記録情報の収集方法	本人からの申請および申請書に記載されたもの 本人からの届出および届出書に記載されたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	船橋市屋外広告物条例および船橋市屋外広告物条例施行規則	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市営駐輪場定期利用申請者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備課	
個人情報ファイルの利用目的	市営駐輪場定期利用にあたり、申請受付・抽選・利用許可・使用料請求・収納確認に利用するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 メールアドレス、6 防犯登録番号（原付、自動2輪の場合、ナンバー）、7 使用料免除該当情報（障害者手帳の有無等）	
記録範囲	定期利用の申請があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	利用許可通知書の印刷業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	移送自転車所有者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市整備課	
個人情報ファイルの利用目的	移送自転車所有者への引取通知および返還のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 防犯登録番号（原付の場合、ナンバー）、5 車体番号	
記録範囲	移送された自転車の所有者	
記録情報の収集方法	1、2、3：警察からの提供及び本人からの申請 4、5：市職員による現地確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	風致地区内行為許可申請に関するファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部公園緑地課	
個人情報ファイルの利用目的	風致地区内行為申請事務における申請者の行為審査のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 風致地区名、5 許可を受けようとする行為の種類、6 行為の目的及び理由、7 行為地の地約、8 行為地の所在地、9 行為の期間、10 行為地の地目、11 行為の内容、12 摘要	
記録範囲	風致地区内行為申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	公園施設使用許可申請に関するファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部公園緑地課	
個人情報ファイルの利用目的	公園内行為申請事務における申請者の資格審査のため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 公園の名称、5 使用する場所又は施設、6 使用面積、7 行為の目的、8 行為の内容、9 行為の日時、10 備考	
記録範囲	公園内行為申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	交通不便地域支援事業利用者台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	道路部道路計画課	
個人情報ファイルの利用目的	交通不便地域支援事業利用者の登録及びパスカード発行のため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日・年齢、3 住所、4 電話番号、5 緊急連絡先	
記録範囲	交通不便地域支援事業利用申請書兼同意書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	開発台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	道路部道路計画課	
個人情報ファイルの利用目的	開発行為に係る協議及び協議成立事項の記録をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 所有する土地の地番	
記録範囲	開発行為に係る、事業主、土地所有者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	道路付帯物の事故処理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	道路部道路維持課	
個人情報ファイルの利用目的	事故内容を把握し道路付帯物を保全するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 事故内容	
記録範囲	事故当事者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、他の行政機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	道路維持管理業務の受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	土地取得台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	道路部道路建設課	
個人情報ファイルの利用目的	道路新設改良、交通安全施設整備及び都市計画道路整備に係る事業用地等の取得状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 資産状況	
記録範囲	地権者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	補償台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	道路部道路建設課	
個人情報ファイルの利用目的	道路新設改良、交通安全施設整備及び都市計画道路整備に係る事業用地等の取得に伴う補償状況を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 資産状況	
記録範囲	権利者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道部下水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の賦課徴収業務を行うため	
記録項目	1 お客様番号、2 使用者氏名、3 水栓所在地、4 電話番号、5 世帯人数、6 請求先情報、7 口座情報、8 使用開始日、9 調定（請求）情報、10 収納情報、11 過誤納情報、12 不納欠損情報、13 滞納処分情報、14 水栓情報、15 使用者情報、16 交渉経過、17 特記・保留情報	
記録範囲	下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人、千葉県企業局及び習志野市企業局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県企業局、 シーデーシー情報システム株式会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道部下水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市都市計画下水道事業受益者負担金の賦課徴収業務を行うため	
記録項目	1 受益者番号、2 受益者氏名、3 受益者住所、4 電話番号、5 宛名番号、6 受益地情報、7 口座情報、8 賦課年度、9 調定（請求）情報、10 収納情報、11 過誤納情報、12 不納欠損情報、13 滞納処分情報	
記録範囲	土地所有者、権利者	
記録情報の収集方法	本人、資産税課、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三谷コンピュータ株式会社、福島印刷株式会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	排水設備申請管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道部下水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備申請関係業務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 間取り情報	
記録範囲	排水設備確認申請を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	水洗便所化改造工事貸付金管理システム	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	下水道部下水道総務課	
個人情報ファイルの利用目的	水洗便所化改造工事貸付金業務のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 公的扶助、6 納税状況、7 下水道使用料・下水道受益者負担金納付状況	
記録範囲	水洗便所化改造工事貸付申請をした者	
記録情報の収集方法	本人、税務課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	船橋市昇降機等設置リスト	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	昇降機の設置状況及び定期検査の実施状況等を確認するため。	
記録項目	1 建築物名称、2 所在地、3 所有者（管理者）所属、4 所有者（管理者）氏名、5 所有者（管理者）住所、6 昇降機の仕様、7 確認済、検査済交付年月日、8 最終定期検査受付年月日	
記録範囲	昇降機を設置している建築物の所有者又は管理者	
記録情報の収集方法	（一社）千葉県昇降機等検査協議会より提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	Web 通報台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	違反建築物等の建築主を特定するため。	
記録項目	1 通報場所、2 通報者、3 通報者連絡先、4 調査日、5 調査結果、6 処理経過、7 地図、8 建築計画概要書、9 写真、10 その他資料	
記録範囲	違反建築物等の通報者	
記録情報の収集方法	通報者等からの聴取及び建築計画概要書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	アスベスト台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	アスベスト調査の結果等を確認するため。	
記録項目	1 アスベスト台帳データベース、2 その他関係資料、3 現地調査カルテ、4 打合せ記録簿、5 対象建築物位置データ、6 対象建築物位置特定照合不一致リスト、7 不突合リスト	
記録範囲	吹付けアスベスト材がある可能性がある民間建築物の所有者又は管理者	
記録情報の収集方法	建築物所有者等へのアンケート調査、登記情報、現地調査による確認など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	建設リサイクル関係	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	分別解体等の実施状況等を確認するため。	
記録項目	1 受付台帳、2 パトロール、3 解体業者一覧、4 報告の徴収について、5 他からの照会回答	
記録範囲	建築物等の発注者又は自主施工者	
記録情報の収集方法	発注者又は自主施工者からの届出、千葉県からの情報提供など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	建築確認等台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づく申請状況等を確認するため。	
記録項目	1 受付管理情報、2 申請者情報、3 設計者情報、4 建築物情報、5 審査経過情報	
記録範囲	建築基準法に基づく申請を行った者	
記録情報の収集方法	申請者又は代理者からの申請、指定確認検査機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅認定台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請状況等を確認するため。	
記録項目	1 受付管理情報、2 申請者情報、3 設計者情報、4 建築物情報、5 審査経過情報	
記録範囲	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請を行った者	
記録情報の収集方法	申請者又は代理者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	道路位置指定台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第42条第1項第5号の申請記録確認のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4道路情報	
記録範囲	建築基準法第42条第1項第5号の申請をした者	
記録情報の収集方法	申請者又は代理者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	道路認定簿冊台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法上の道路種別の取り扱いを判断した記録の確認のため。	
記録項目	1 氏名、2 道路情報	
記録範囲	道路相談書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請者又は代理者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	都市計画法第 43 条許可台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部宅地課	
個人情報ファイルの利用目的	許可等審査業務における当該土地の許可等記録の確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所・地番、3 許可の申請内容	
記録範囲	都市計画法第 43 条許可申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	都市計画法施行規則第 60 条証明台帳	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部宅地課	
個人情報ファイルの利用目的	許可等審査業務における当該土地の許可等記録の確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 地番、3 証明書の申請内容	
記録範囲	都市計画法施行規則第 60 条証明の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	市営住宅管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建築部住宅政策課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅入居者の管理及び市営住宅入居申込者の審査のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 国籍、7 親族関係、8 地方税関係情報、9 障害手帳情報、10 家賃等滞納情報、11 生活保護関係、12 口座	
記録範囲	市営住宅入居者、市営住宅への入居申込者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、市の他機関からの収集、他市からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市営住宅の指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火管理講習受講者ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市消防局が開催した防火管理講習の受講者を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 フリガナ、3 住所、4 電話番号、5 生年月日、6 講習期間、7 受講者番号、8 修了証番号、9 交付年月日、10 再発行日、11 再交付理由	
記録範囲	船橋市消防局が開催した防火管理講習の受講者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	火災等り災に対する証明発行ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課、中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市火災調査規程に基づき、り災証明書を発行及び管理を行うため。	
記録項目	1 関係者等氏名、2 り災場所、3 火災番号、4 り災日時、5 り災建物又は物件、6 発行日、7 発行機関、8 申請番号、9 発行番号、10 証明書番号、11 火災番号	
記録範囲	り災対象物の関係者（所有・管理・占有者）	
記録情報の収集方法	本人から聴取 本人の配偶者、親族等から聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概	（実施なし）	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	火災調査事務ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法及び船橋市火災調査規程に基づく火災の調査事務に必要なため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 年齢、5 性別、6 職業、7 火災概要	
記録範囲	1、り災対象物の関係者（所有・管理・占有者） 2、発見者 3、通報者	
記録情報の収集方法	本人から聴取 関係者、捜査機関等から聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	消防庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	建築物の許可等の同意ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法及び船橋市消防局消防同意事務等処理規程に基づき、建築確認申請書等の消防同意に係る図書の受理、審査等の同意事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建築物名称、5 建築場所、6 工事種別、7 主要用途、8 用途区分、9 同意状況、10 同意日、11 同意番号	
記録範囲	建築物の許可等の同意を申請した者	
記録情報の収集方法	船橋市建築部建築指導課又は指定確認検査機関からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	消防用設備等の着工届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法、同法施行令及び同法施行規則に基づき、消防用設備等の工事計画図書の受理及び審査をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建築物名称、5 建築場所、6 消防用設備等種別、7 工事種別、8 届出概要、9 工事施工者・責任者等	
記録範囲	消防用設備等の着工届出書を届出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	消防用設備等の設置届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法、同法施行令及び同法施行規則に基づき、防火対象物に設置された消防用設備等の検査及び検査済証を交付するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建築物名称、5 建築物場所、6 建築物構造、7 建築物階数、8 建築物面積、9 消防用設備等種別、10 工事種別、11 工事概要、12 工事施工者・責任者等	
記録範囲	消防用設備等の設置届出書を届出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火対象物使用開始届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市火災予防条例に基づき、防火対象物使用開始届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建築物名称、5 建築物場所、6 建築確認年月日及び番号	
記録範囲	防火対象物使用開始届出書を届出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	火を使用する設備等の設置又は変更届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市火災予防条例に基づき、火を使用する設備等の設置又は変更届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建築物名称、5 建築物場所、6 建築物の構造、7 建築物の階数、8 消防用設備等種別、9 届出設備の詳細、10 工事施工者・責任者等	
記録範囲	火を使用する設備等の設置又は変更届出書を届出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	危険物製造所等設置・変更許可ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法及び船橋市危険物の規制に関する規則に基づき、申請の受理及び審査をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 設置施設名、5 設置場所、6 施設区分、7 施設詳細、8 倍数、9 タンク容量、10 許可年月日及び番号	
記録範囲	危険物製造所等設置・変更許可を申請した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県公安委員会、 海上保安庁長官	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	危険物製造所等の各種届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局予防課	
個人情報ファイルの利用目的	消防法及び船橋市危険物の規制に関する規則に基づき、届出の受理及び審査をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 設置施設名、5 設置場所、6 許可年月日及び番号、7 完成検査年月日及び番号、8 届出内容	
記録範囲	危険物製造所等の各種届出書を届出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県公安委員会、 海上保安庁長官	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概	(実施なし)	

要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	総合消防情報システムに係る情報処理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防指令課	
個人情報ファイルの利用目的	119 番受報時に消防救急活動に必要な情報の聴取・災害地点の特定、部隊活動に係る支援情報として個人情報を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 電話番号、6 健康・病歴、7 障害	
記録範囲	119 番通報をした者、傷病者・要救助者等	
記録情報の収集方法	本人・本人以外・他機関からの通報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局警防指令課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時に避難行動要支援者の安否確認等を行うため。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 性別、4 生年月日・年齢、5 住所、6 電話番号、7 本籍・国籍、8 健康・病歴、9 障害、10 身体的特徴、11 その他	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	本人以外	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	救急事案管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防局救急課、中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	船橋市救急業務に関する規程に基づく救急活動を把握するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 国籍、8 職業、9 搬送状況、10 処置状況	
記録範囲	救急隊員から応急処置を受けた者	
記録情報の収集方法	本人から申告、家族からの提供、関係者からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	-	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	消防活動阻害物質の貯蔵取扱いの届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	店舗改装届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	喫煙等の禁止場所に指定した防火対象物の工事に係る事前協議の届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	店舗等改装工事及び事前協議届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	禁止行為解除承認申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	喫煙等の禁止場所の解除承認申請の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	禁止行為解除承認申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火対象物点検報告特例認定申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	要件を満たしている防火対象物の点検報告に係る特例の申請の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業	
記録範囲	防火対象物点検報告特例認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火対象物定期点検報告届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物の定期点検報告の届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業	
記録範囲	防火対象物点検結果報告書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	煙火届出ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	煙火打上げの届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	煙火打ち上げ・仕掛け届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	火災行為ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	火災と紛らわしい煙等を発する届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	消防訓練派遣申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	市民等が消防訓練を行う際の消防職員の派遣申請の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業	
記録範囲	消防訓練等に伴う職員指導要請及び訓練内容確認書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火対象物台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面、6 資格	
記録範囲	防火対象物の所有者、管理者、占有者及び防火管理者	
記録情報の収集方法	関係者からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	危険物施設台帳ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	危険物施設の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面、6 資格	
記録範囲	危険物施設の所有者、管理者、占有者及び保安監督者、危険物取扱者	
記録情報の収集方法	関係者からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	消防用設備点検報告届出書ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	消防用設備等の点検結果の届出の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防火管理者選解任届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防火管理者選任解任の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	防火・防災管理者選任（解任）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	消防計画作成（変更）届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	消防計画の作成、変更の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	消防計画作成（変更）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	統括防火管理者選解任届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	統括防火管理者選任解任の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	全体の消防計画作成（変更）（防火）届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	全体の消防計画の作成変更の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面、6 資格	
記録範囲	全体についての消防計画作成（変更）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	催物届出ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	劇場等以外の場所での催物の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	催物開催届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	自衛消防組織設置（変更）届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防火対象物に係る自衛消防組織の設置及び変更の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	自衛消防組織設置（変更）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公関係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	－	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防災管理者選解任届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防災管理者選任解任の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 資格	
記録範囲	防火・防災管理者選任（解任）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防災管理消防計画作成（変更）届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	防災管理に係る消防計画の作成変更の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 図面、6 資格	
記録範囲	防災管理消防計画作成（変更）届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）船橋市総務部総務法制課情報公開係 （所在地）〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	防災管理点検報告特例認定申請ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	要件を満たしている防災管理対象物の点検報告に係る特例の申請の受理及び事務処理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業	
記録範囲	防災管理点検報告特例認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける	-	

組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	露店開設ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	対象火気器具等を使用する露店の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業、5 凶面	
記録範囲	露店等の開設届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	道路工事届ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	中央消防署、東消防署、北消防署	
個人情報ファイルの利用目的	道路工事箇所の管理をするため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 職業	
記録範囲	道路工事届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	届出により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	相手方登録ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課	
個人情報ファイルの利用目的	予算会計規則第76条の規定により、支払を受けようとする債権者に係る情報を財務会計システムに登録することにより、各庁内 LAN から財務会計システムを利用し、債権者情報の閲覧、支出負担行為及び支出命令を可能にすることを目的とする。	
記録項目	1 識別番号等、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 印影、6 口座情報	
記録範囲	相手方登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関・指定金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	施設等利用給付認定・支給者理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学務課	
個人情報ファイルの利用目的	施設等利用給付の認定者（資格状況）、支給金額の管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 在籍施設名、7 税額	
記録範囲	船橋市施設等利用給付認定申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	1 本人からの申請 2 市の他機関からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公関係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、2、4の記録項目に変更があった場合の訂正については、令和四年三月三日内閣府令第二五号第28条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	実費徴収に係る補足給付認定・支給管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学務課	
個人情報ファイルの利用目的	実費徴収に係る補足給付認定者（否認定者）、支給金額の管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 在籍施設、7 税額、8 口座、9 生活保護の受給状況	
記録範囲	施設等利用給付の認定を受けている者で、船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	1 本人からの申請 2 市の他機関からの収集 3 番号連携サーバーにより他市から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所	-	

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	奨学金貸付、返還管理ファイル	
行政機関等の名称	船橋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学校教育部学務課	
個人情報ファイルの利用目的	奨学金貸付者、返還対象者、返還金額、返還金未済額、連帯保証人の管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 在籍校、6 職場、7 口座、8 所得金額	
記録範囲	船橋市奨学金貸付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 船橋市総務部総務法制課情報公開係 (所在地) 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、2、5の記録項目に変更があった場合の訂正については、船橋市奨学金貸付条例施行規則第7条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加	－	

工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	